

域内市場統合分野における EU - 加盟国関係分析： 理論と実証

井 上 淳*

- I はじめに
- II 域内市場統合にみる EU - 加盟国間関係の要諦
- III 既存の接近法の検討
- IV 本稿で用いる接近法：国内政治を分析射程におくために
- V 電気通信の事例：域内市場の機能 vs. 事業の公共的側面
- VI 遺伝子組換え穀物の事例：域内市場の機能 vs. 環境・消費者保護
- VII サービス指令の事例：域内市場の機能 vs. 加盟国の雇用・社会政策
- VIII 総括

I はじめに

本稿は、EU（欧州連合）の政策の成否を左右する要因を明らかにするために、域内市場統合分野における EU-加盟国間関係に比較政治的に接近する含意を検討するものである。

EU は地域的な国際組織である。すなわち、EU は構成国の承認の上に成立している。構成国が承認した内容—EU の所管分野（政策の対象となる分野）、EU 内部の組織の配置と各組織がもつ権能、政策手続等—は、基本条約に定められており、EU はこれにしたがって運営されている。ただし、他の国際組織とは異なり、EU には構成国が主権をプールしている政策領域が存在する。そのため、ルール・オブ・ゲームス（政策決定方式）が政策領域ごとに異なる。しかも、これを定めた基本条約自体が不定期に更改される。

そのため EU-加盟国間関係は複雑なものとなり、その動向を逐一細かく追跡することは困難である¹⁾。実際、EU への接近法を扱う研究領域においては、単一の接近法によってすべてを説明することは放棄されている。かわりに、たとえば

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第9巻第2号2010年7月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学経済研究所専任講師（法学博士）

基本条約の形成と改変 (grand bargain)、日常の政策形成 (daily policy-making)、加盟国が織りなすEUレベルの交渉 (上方の過程: upward/upload)、加盟国によるEUレベルの政策の実施・導入 (下方の過程: downward/download)、政策領域 (pillars: 柱) 等、説明対象を限定した部分理論・中範囲の理論 (partial theory, mid-range theory) が提起、議論されてきた。

一連の研究潮流の展開は、域内市場統合の再活性化に端を発している。域内市場統合計画が進んだ後、EUは通貨統合、共通外交・安全保障、構造調整、社会政策等、取り組む分野を徐々に広げ、これにあわせて研究者も新たな現象・展開を射程においた接近法を提示してきた。元来実証 (描写) 中心であったEU研究²⁾においてこうした試みは画期的であったが、時流に依存した事象を射程において説明を試みているために、程度の差こそあれいずれもその説明能力、特に適用可能な時期と事象に制約がある。

このこと自体は部分理論の運命と言えなくもない。より大きな問題は、域内市場統合の再活性化を契機に発展した理論研究がその実、域内市場統合の実際を汲むことなく発展したことである。部分的な説明に専念するあまりに、部分理論は域内市場統合がもつ機能とそのEU全体における位置づけを勘案することなしに、理論の妥当性を証明するのに都合のよい現象のみを文字通り部分的に切り取った。その後も、新たな展開が見られるたびに、その特徴的な現象に焦点を当てた接近法が提唱されている。このような理論研究の動向に対して、あくまで実証を重んじる研究者の評価は冷ややかで、理論では多様な (multifaceted) 側面をもつEUを扱うことはできないと断じられた³⁾。

しかしながら、個別具体の情報に振り回されることなくEUの要諦をおさえるためには、情報を体系化する理論や接近法が欠かせない。理論研究に指摘されて

-
- 1) EU自体が日々発展しているために、研究対象として把握困難な存在であるという事については、従来から指摘されている。一例として、以下、Wallace (2001), p. 581.; Webb (1983).
 - 2) 西ヨーロッパで経済統合がすすんだ時期には国際統合論、新機能主義が隆盛したが、現実の統合停滞を受けて理論研究も沈滞し、EU研究は実証研究センターの研究領域となっていた。Armstrong and Bulmer (1998), p. 7; Jachtenfuchs (2001), p. 247; Rosamond (2000), p. 105.
 - 3) 理論-実証研究間の溝については、以下で端的に論じられている。Verdun (2003).

いる問題点を克服するためには、まずは理論研究発展の発端となった域内市場統合の要諦に合致した接近法を再検討し、その上で（域内市場統合との相違を意識しながら）他の政策領域に対して別途接近法が必要かどうかを検討していく必要がある。

このような立場にたち、本稿では域内市場統合に対象を限定して EU-加盟国間関係の分析に適うと考えられる思考方法を検討し、それがもつ含意を検証する。まず、EUの根幹プロジェクトであると同時に理論的アプローチが隆盛するきっかけとなった域内市場統合計画の概要とそのメカニズムに敷衍して、EU-加盟国間関係の要諦、別言するなら EU レベルの政策の成否の鍵が加盟国国内政治にあることを確認する（第2章）。これを踏まえて、既存の接近法が抱えている問題点を指摘し（第3章）、問題点を克服するために必要だと考える思考方法を用意する（第4章）。その後、ケーススタディ（第5・6・7章）を通じて、当該思考法が EU-加盟国間関係の理解にどのような貢献をなし得るのかを検討する。

II 域内市場統合にみる EU-加盟国間関係の要諦

域内市場統合計画の起源は、EEC（欧州経済共同体）を設立するために1957年に調印されたローマ条約にある。EECは、関税同盟、モノ・ヒト・サービス・資本の自由移動、競争政策、共通政策（農業政策・通商政策）を通じた共同市場の形成を目指した。関税同盟は条約の定めよりも早くに充足したものの、モノ・ヒト・サービス・資本の4つの自由移動が保証された共同市場創設には至らなかった。共同市場形成にかかわる当時の意思決定方式が、事実上、加盟国の全会一致を原則にしていたからである。

ところが、モノやサービス分野において西ヨーロッパが世界市場獲得競争に水をあけられると、EU（当時は EC）は1985年に『域内市場白書』を発表して4つの自由移動達成による域内市場統合を改めて標榜し、加盟国に残存する障壁撤廃のための立法計画を提示した。くわえて EU は、基本条約で定められていた域内市場統合関係の政策決定方式を原則全会一致から加重特定多数決へと変更した（単一欧州議定書）。域内市場統合分野では欧州委員会が EU レベルの政策提案権を持っており、討議を経て加盟国代表が集まる理事会で決定が下される。理事会

での意思決定方式を特定多数決制度に変更することによって、欧州委員会の提案が加盟国の反対によって通らないということを最小限にとどめようとしたのである。

欧州委員会の主導による一連の市場統合活性化は、理論研究の注目するところとなった。とりわけ、加盟国を相手に統合を牽引するEUの役割に焦点が当てられた。しかしながら域内市場統合計画の実行方法を知るならば、その成否は依然、加盟国にかかっている。

まず、域内市場統合計画の目的が加盟国の残存障壁撤廃であるがゆえに、加盟国はEUの提案する障壁撤廃⁴⁾に応じることができるといえるかが問われる。『域内市場白書』によれば、残存障壁撤廃に採用されたのは2つの方式、すなわち、各国それぞれの法・規制を統一する新法形成方式（調和アプローチ）と、目的において同等である既存の各国法令を相互承認する方式（相互承認アプローチ）であった（CEC 1985：18）⁵⁾。迅速な統合進展という観点から主として相互承認アプローチが採用されたが、ある加盟国がEU共通の立法や政策を受容することができるか（調和アプローチの場合）、あるいは他の加盟国のそれを受容することができるのか（相互承認アプローチの場合）が問われるという点で、市場統合の成否には加盟国とりわけその国内政治がかかわってくる⁶⁾。

次に、市場統合のためにとられた立法措置のほとんどが、指令（directive）形式

4) たとえば、関税と同等の措置や数量制限と同等の措置以外にも、国内法の相違、国営企業による独占、私的独占、間接税など税方式の相違、補助金などがあつた。田中（1998）、85-87頁。また、本稿の議論の射程には入れていないが、厳密には域内市場は各国の残存障壁撤廃のみをもって完成する訳ではない。庄司（2003：2-6）によれば、域内市場創設のための営みは、たとえば①カルテルの存在、②企業による支配的地位の濫用、③国家による補助金の存在、④（EC条約に違反しない）各国法および行政措置の相違、によって効果が減じられるおそれがあり、EUは前者3つに対して競争法を、残り1つに対して国内法の調和という手段を用意しているという。

5) 相互承認の考え方、効果についての詳細は、以下を参照。庄司（2003）、4-6、19-20頁。庄司（2005）、8-9頁。

6) 厳密には（特に法学的には）、規制権限についてより細かな分類を要する。庄司（2005）、8-9頁、および庄司（2007）、71-77頁。しかしながら、本稿の議論の射程（加盟国内の政治過程に注目してEU-加盟国間関係の決定要因を検討する）上、ここでは単純に自国の規制や法が及ばなくなることが国内政治における議論の焦点になるであろうことを指摘するにとどめている。

であった⁷⁾。指令は、EUレベルで制定された後、各国法への置き換え（transpose）を必要とする。各国法への置き換えの過程で国内、とりわけ議会内でEU立法・政策の採否が議論されるという点で、市場統合の成否には加盟国の国内政治がかかわってくる。

『域内市場白書』で示された300近い立法計画は、1992年末の期限までに着実に実行された。これを成功とみなしたEUは、市場統合の対象を資本、サービス分野にも広げた。市場統合の進展は通貨や政治の統合を促し、他方では（国境を越えていないために）市場統合の恩恵を受けない層に対する政策もすすめられた。理論志向の研究者がこうした一連の動向に注目する場合、市場統合の「統合」たる部分に過度に着目するきらいがある。すなわち、市場統合に注目する場合にはEU側がイニシアティブをとっていた事実、政策提案権がEU側にある事に焦点を当て、その後新たに政策対象となった分野に注目する場合には（当該分野が市場統合とは異なる進展を遂げている事を主張するために）EUのイニシアティブが発揮される市場統合を「共同体方式」と名づけて別格に扱う。しかしながら、上述してきたとおりEU側がイニシアティブを持つという市場統合ですら、その成否を究極的に左右するのは加盟国（の国内政治）である。では、この事実を踏まえた場合、既存の接近法のどこに問題があるのか。また、EU-加盟国間関係に対してどのような接近法を用いることが妥当なのであろうか。既存の接近法を検討した上で（第3章）、本稿が試みる接近法について論じる（第4章）。

Ⅲ 既存の接近法の検討⁸⁾

域内市場統合の再活性化にともない、EUへの接近法をめぐる議論も活発になった。域内市場統合の発展、そこから政治統合や通貨統合へ向かったダイナミズムをどのように捉えるかに関心が集まり、これらを牽引したEU諸機関に焦点があたった。したがって、当初は国際政治的な視座をもつ接近法、すなわちどの

7) この点については、域内市場統合のインパクトを調査・評価したモンティ報告が詳しい。モンティ（1998）、12-14頁。

8) ここでは本稿の問題意識にかかわりのある接近法のみをとりあげている。他の接近法についての解説については、以下が詳しい。Eilstrup-Sangiovanni (2006); Rosamond (2000); Wiener and Diez (2004); 井上 (2006)。

ようなときにEU諸機関がイニシアティブを握るのか(統合がすすむのか)といった観点からの議論が主流となった。

たとえば、この時期に発展した接近法として必ず引き合いに出されるリベラル政府間主義(Liberal Intergovernmentalism)は、加盟国内における国益(政治的選好)形成とEUレベルでの加盟国間交渉からEUレベルの制度選択を説明した(Moravcsik 1993, 1998)。ただし、この議論はあくまでEUの基本条約改正交渉(grand bargain)を説明対象にしたものであり、統合の内実がともなっていく日常の政策形成(daily policy-making)を説明の射程においたものではなかった⁹⁾。

その日常の政策決定に焦点をあてたものとして、超国家主義(Supranationalism)がある。超国家主義は、国境を越えて活動する非国家行為主体が統合をおしすすめる様態を説明した(Stone Sweet and Sandholtz 1997; Sandholtz and Stone Sweet 1998)。しかしながら、超国家主義はあくまで統合の促進要因(統合の需要サイド)を指摘するにとどまっております¹⁰⁾、実際には統合達成までに迂回曲折を経る事例に対してまで説明力を持つものではない¹¹⁾。域内市場統合の需要と供給のタイミングに乖離がある場合には、加盟国内で「4つの自由移動達成のための残存障壁撤廃」という論理とは異なる論理が働いた可能性がある。

また、アメリカにおける理論研究発展とあいまって、EU自体あるいは内部組織や意思決定手続を制度とみなしてEUと加盟国の関係に焦点をあてた議論も発展した。新制度論的アプローチ¹²⁾をEUに適用する場合、制度を加盟国によって権限委譲された所産だとみなすか(エージェンシー論・権限委譲論)¹³⁾、加盟国の

9) 基本条約改正に注目するのかそれとも日常の政策決定に注目するのかという着眼点を指摘した先行研究として、以下、Wincott (1995)。

10) 超国家主義は、EUが域内の取引を促進するように(4つの自由移動をすすめるように)設立されているゆえに、そのルールと組織はクロスボーダー取引をする経済行為主体に好意的なものになると仮定していた。Stone Sweet and Sandholtz (1998), p. 12。

11) 実際、当該研究の中で扱われている電気通信の事例では統合促進要因が強調されているものの、統合達成に10年近い年月を要した背景には関心を払っていない(Sandholtz 1998)。

12) アメリカで発展した新制度論がEU研究においてどのように取り入れられたのかを俯瞰した論考として、以下を参照。Bulmer (1998); Pollack (2004); Rosamond (2000), pp. 113-122。

国益実現方法に影響を与える存在だとみなすか（合理的選択制度主義）¹⁴⁾、長期的に加盟国の戦略・行動に影響を与える存在とみなすか（歴史的制度主義）¹⁵⁾、はたまた加盟国の国益自体に影響を与える存在とみなすか（社会学的制度主義）¹⁶⁾によってバリエーションが存在する。とはいえ、これらは第一義的には制度、すなわち特定のEU機関や意思決定手続きが果たす役割に注目した接近法であり、加盟国の動向とりわけ国内政治過程はそれにかかわる限りにおいて論じられるにとどまる。

「規範形成者」、「課題設定者」、「監視・管理者」、「統合のエンジン」などといった比喩を用いてEU諸機関（欧州委員会や欧州司法裁判所）の果たす役割に注目する議論¹⁷⁾についても、新制度論的アプローチと同じ問題を指摘することができる。これらはEU諸機関が域内市場統合を推進する際に加盟国を説得（場合によっては強制）する側面を重視するが、そうした説得は基本条約に定められた権能のもと行われているに過ぎず、案件に対して最終的にどのような態度をとるのかは加盟国に依存する。しかしながら、これらは、加盟国がなぜEU諸機関のはたらしかけを受容したのかに関心を払うものではない¹⁸⁾。

このように、主として国際政治学的な観点から関心がもたれたEUであったが、1990年代後半になるとEUと加盟国を対置させる二分法的思考と国際政治学的なアプローチに疑問を提起する考え方が登場した。前者に分類されるのが、ガバナンス・アプローチや政策ネットワーク分析である。これらは、いずれも非国家行為が主体（たとえば地方政府、利益集団、NGO）がEUの統治や政策形成に参加す

13) 一例として、Pollack (1997a).

14) EUにおける合理的選択制度主義の展開をとりあげた論説として、以下を参照。Pollack (2001), pp. 232-233.; Rosamond (2000), p. 115.

15) 代表として、Pierson (1996). また、EUにおける歴史的制度主義の展開をとりあげた論説として、以下を参照。Bulmer (1998), pp. 370, 375-376.

16) EUにおける社会学的制度主義の展開をとりあげた論説として、以下を参照。Pollack (2004), p. 139.

17) 一例として、以下。Garrett and Weingast (1993); Pollack (1997b). なお、これらはエージェンシー論や権限委譲論と並んで取り上げられる場合もある。

18) 同種の指摘をモラヴチック (Moravcsik) の研究成果（欧州委員会による主導権はEUにおける協力の必要条件でも十分条件でもないという議論）を引用して展開したものとして、以下がある。Pollack (1997b), pp. 121-125.

る様態を分析射程に入れようとした¹⁹⁾。後者に分類されるのが、国内政治へ目を向ける比較政治・公共政策的なアプローチである。同じようにEUからの要請を受けながら加盟国ごとに対応が異なる事実を説明するためには、国内政治を射程におく必要が生じた。EU研究においては、このような観点にたつ研究課題として「欧州化 (Europeanization)」研究が発展した。

「欧州化」の定義をめぐるには完全な合意はないものの、たとえばEUの政策が形成される、EUの組織や制度が変わるなど、EUレベルで変化が起こることだとは大まかには合意されている²⁰⁾。欧州化研究においても、近年までは上方の視座、つまりEUレベルの政策決定を加盟国政府の国益や国家間交渉から説明しようとするアプローチが主流であった。しかしながら、EUレベルで定められた政策が加盟国で導入される時期 (タイミング) と方法が一様ではないことが注目されるようになり、そのような加盟国間の相違を説明するために比較政治的な視角をもつ、つまり欧州化が加盟国に与える下方の影響に関心をもつ研究潮流 (Börzel 2002; Cowles, Caporaso and Risse 2001; Héritier et al. 2001)²¹⁾ が発展した。

たとえば、カウルズ、カポラソ、リッセによる研究 (Cowles, Caporaso and Risse 2001) では、認識としては加盟国とEUとが相互に影響を与え合っているとする (Risse, Cowles and Caporaso 2001 : 4, 12) もの²²⁾、欧州レベルの政策

19) EU研究では「ガバナンス」を統合プロセスがどのように運営・管理されるかという意味合いで使用しており、国家、非国家行為主体にかかわらず統合、EUの運営を担っている様態に着目する。いずれの行為主体に注目すべきかを特に明示していないため、構造調整などを事例に発展したマルチレベル・ガバナンス論だけでなく、制度論のようにEUと加盟国の関係を扱う研究も広義には「ガバナンス・アプローチ」だと範疇づけされる。また、論じる対象も、EUの政体、政策形成、政策と多岐にわたっており、体系的な評価をしづらい研究領域である。こうした実情を鳥瞰的に把握することができるものとして、以下。Armstrong and Bulmer (1998); Jachtenfuchs (2001); Pollack (1996); Rosamond (2000), chapter 5. また、EU研究における政策ネットワーク分析について論じたものとして、以下。Peterson (2004); Thatcher (1998)。ガバナンス・アプローチと同様、政策ネットワーク分析にも様々なバリエーションが存在している。

20) 欧州化の多義性、そしてこの研究領域の展開については、以下が詳しい。Olsen (2002)。

21) 「欧州化」研究の潮流変遷については、以下が詳しい。Ibid. なお、欧米の研究者による研究成果を整理した邦文研究の一例として、河越 (2006) がある。

22) この認識については、他の「欧州化」研究においても一致をみている。Börzel (2002), pp. 193-195.; Héritier (2001), pp. 2-3, 10.

形成が加盟国にどのように変化を促すのかを説明しようとした。彼らはまず、「欧州化」と名づけられる EU レベルの変化と国内での取り組みとの間にある差 (goodness of fit/misfit)²³⁾が、EU レベルの変化 (政策) への適応圧力 (adaptational pressures) になるとした。加盟国 (政府) の適応・非適応、そしてその後の反応の相違は、veto point の多寡、国内で欧州化を促進する公的制度²⁴⁾の有無、中央-地方関係、EU に対する親和性をはじめとする組織的・政治的な文化、国内行為主体とりわけ政治的エリートによる学習といった諸要因に依存すると指摘した (Cowles and Risse 2001 : 226-231)。

しかしながら欧州化研究は、下方への影響を射程におくことによって加盟国への影響が単一ではないことを描くにとどまっている。欧州化からの圧力、影響に対して加盟国がどのように反応したのかというメカニズムに注意を払っていない²⁵⁾のが実情である。欧州化が加盟国に与える影響、結果として導き出される加盟国の反応 (EU への収斂か分散か)、それらの媒介変数としての国内諸要因を因果の経路として描いてはいるが、それらはパターン列举の域を出ておらず²⁶⁾、どのような変数がどのような順序で作用して加盟国の反応を決定づけたのかを示す段階には到達していない。

かような事態を生むのは、検討する事例が様々な政策領域にわたることに起因する。ルール・オブ・ゲームスが異なる (柱が異なる) 政策領域をひとくくりにして欧州化と加盟国の反応を論じると、EU 側から加盟国にかかる圧力の強度に差が生じているために、その分加盟国の反応を決定づける変数の確定および変数間の序列づけが困難になる²⁷⁾。少なくとも、ルール・オブ・ゲームスが共通している事例に分析対象を絞らなければ、加盟国の反応を決定づける諸変数間の関係を明からにする作業に取り掛かることができない。

23) このときの差とは、必ずしも政策や対応の差とは限られず、それらをつかさどる組織の編成など制度的な差を指すこともある。

24) たとえば、EU レベルの政策を定められたとおりに実施する官庁や委員会などを指す。

25) 同種の指摘として、たとえば以下。Börzel (2003), p. 45.

26) 一例として、以下の諸研究を参照。Börzel (2002, 2003); Börzel and Risse (2003); Cowles and Risse (2001); Knill and Lehmkuhl (2002).

27) その典型として、以下。Cowles, Caporaso and Risse (2001).

また、議論の出発点を「EUと加盟国の取り組みの差 (goodness of fit/misfit)」にすることによって、限定された範囲でのみ加盟国国内政治を分析射程におくにとどまっている。実際には、EUレベルで変化が生じてはじめて加盟国レベルに変革の圧力がかかる訳ではない²⁸⁾。加盟国に適応圧力をかけるというEUレベルの変化(政策形成)は、第2節で示したように、厳密にはEUレベルの政策が提案された時点ですでに生じつつある。提案された政策が理事会で承認されることによって、改めて各国が導入すべきEUの政策・法として適用圧力がかかる。したがって、なぜEUレベルの政策を導入するタイミングや方法が加盟国ごとに異なるのかを問うだけではなく、なぜ加盟国が自国に適応圧力がかかるようなEUレベルの政策を受容したのかを検討する必要が出てくる。

以上のような問題点が見られるにもかかわらず、それらが取り組まれることはなかった。それどころか、近年の研究は研究課題をシフトさせることによって根本的な問題を解消しないままである。たとえば、適応圧力を最小化するために予めEUレベルにインプットしようとする加盟国の戦略に注目した研究(Börzel 2003)は、上方の影響へと視座を変えることによって目先を転じた。しかしながら、予めEUにインプットしようとする加盟国に注目したところで、そのような行動をとる加盟国はごく一部に過ぎず、その他の加盟国についてはやはり従来どおり適応圧力がかかることになる。したがって、大半の加盟国については依然、EUへの反応を決定づけるメカニズム解明が必要になる²⁹⁾。

また、雇用や社会政策の分野で採用されている裁量的政策調整方式(Open Method of Coordination : OMC)の発展に乗じて、上方か下方といったEU-加盟国間の垂直的な関係ではなく加盟国同士の水平的な関係、とりわけ互いのベスト・プラクティスの相互学習に焦点をあてる研究が発展している³⁰⁾。これは、

28) Bulmer and Radaelli (2003), p. 347; Radaelli (2003), pp. 45-46. 元々、既存研究では双方の取り組みの差 (fit/misfit) を測定する指標をもうけていないことも問題である。

29) 実際に、Börzel (2003), p. 46. 記載の表は、その懸念を生じさせている。また、下方に加えて上方の影響も射程におこうと試みた研究もあるが、結局議論の途中で上方への影響を留保することになる。Bulmer and Radaelli (2003). このように、欧州化をめぐる研究は指摘された問題に体系的に取り組むというよりは、個々の研究者が個々の関心にしたがって取り組むという様相を呈している。

EUと加盟国とを対置させるという従来の手法から脱却しているという点で、EU-加盟国間関係を射程においた研究につきまとった問題点を回避しようとしている。しかしながら、各国が互いのベスト・プラクティスを導入するという相互「学習」の局面を問題にしているため、なぜ、そしてどのように加盟国が特定の（加盟国による）プラクティスを学習したのかというメカニズム解明を必要とする。これは、とりもなおさず当該プラクティスの国内化プロセスに焦点をあてることを意味しており、結局は国内政治過程研究の余地を残している。

このように、EUへの接近法にまつわる研究においては、目先を転じた接近法が次々提案されるものの、根本的に問わねばならない加盟国の反応を導く諸要因とその関係を解明する気配は一向に見られない。しかしながら、いずれの研究課題も究極的には加盟国の国内要因が最終結果（統合ないし共通政策の達成）を左右するという点で共通しており、加盟国の態度決定をつかさどるメカニズム解明に取り組む必要がある。

IV 本稿で用いる接近法：国内政治を分析射程におくために

それでは、どのようにEU—本稿では域内市場統合—に接近すれば、要諦となる国内政治を分析射程におくことができるのだろうか。

第2章での結論にしたがえば、域内市場統合とは4つの自由移動を阻害している各国の残存障壁を撤廃する営みである。この分野では欧州委員会がEUレベルの政策を提案するという事実、そしてEUレベルの政策提案とは加盟国の残存障壁を認知しその撤廃を求めることだという事実を踏まえると、域内市場統合分野におけるEU-加盟国間関係は「自由移動を妨げる障壁撤廃の必要性増大に対する加盟国の反応」すなわち、「障壁撤廃をめぐる諸政策選好が加盟国国内政治過程を通じて集約された結果」と定式化することができる。

この定式化の特徴は、域内市場統合の成否を加盟国国内政治の結果に帰結させ

30) Radaelli (2003). 規則や指令を定める域内市場分野の統合方式（共同体方式）とは異なり、この政策方式においてEUが行うのは共通の目標と評価基準を設定し、加盟国が相互に取り組みを評価できるよう定期的に監視・査定するよう促すことである。実施については加盟国の裁量に任せ、加盟国は自国の実践を他国のそれと比較することによって他国の経験から学習することができるという。

ているところにある。EU側の行動を残存障壁撤廃要請であると仮定することによって³¹⁾、EU-加盟国間関係の分析にあたってEUの政策成否を決定する国内政治諸要因間の関係解明に専念することを可能にする。障壁撤廃を受容するような政策選好が国内政治過程を通じて集約されれば市場統合は容認される。逆に、これとは異なる政策選好が集約された場合には、市場統合は容認されずに統合が停滞する可能性がある。このとき、利害関係者の政策選好だけではなく、政府がもつそれにも注意を払う。政府とは、政権党、首相（内閣）、大統領、担当主官庁や中央銀行等を指す。また、考えられる政策選好のパターンとしては、市場統合容認（+）、市場統合反対（-）、どちらでもない（0）、合意形成困難（△）が考えられる（図1）。なお、こうした政策選好の起源は、当該事案をめぐる国内政治経済情勢、当該分野の技術発展・国際化の度合い、拡大、グローバル化、他の行為主体からの学習などに影響を受ける。

法案や政策案には、提案する側（多くは政権側）のバイアスがかかっているため、すべての政策選好が一様に採用される機会を与えられている訳ではない。ここでは、政権側と他の利害関係者の政策選好が政策決定過程で交錯する過程を経て、EUレベルの政策への賛否が決まると仮定している。つまり、障壁撤廃に対する加盟国の反応は、政府の政策選好とその他の利害関係者がもつ政策選好の函数だと位置づけている（図1）。双方の政策選好が最終的な加盟国の反応として結実する過程（媒介変数）を明らかにすることによって、EUの政策成否を決定する国内政治諸要因の関係解明を試みる。なお、加盟国内における政策選好集約の有無は、EUレベルの政策形成の段階（欧州委員会による提案から理事会での決議に至るまでの間）と決定した政策が加盟国で導入されるまでの段階の2段階で検討する。EUレベルで政策を議論しているときから加盟国が抵抗する場合も

31) なお、このとき障壁撤廃の必要性がどこからもたらされるのかについては本稿では言明しない。基本条約に規定されている「4つの自由移動を保証するための障壁撤廃」の機運が高まる背景には、組上に上がっている経済部門の発展（とりわけ国境を越えた取引の増大）、域外の国（たとえばアメリカや日本）との市場獲得競争、ある経済部門の統合がEUレベルで進んだことによる影響（波及効果）、などがある。本稿では国内政治要因の解明に議論を絞るために、このうちいずれがどの程度、ある部門の障壁撤廃の必要性をもたらしたのかを説明することは留保している。

あれば、EUレベルの政策を実践・導入する段階になって加盟国が抵抗する場合もあるからである。

このように、EU-加盟国間関係を「ある現象に対する諸政策選好が集約されていく国内政治過程の結果」と簡素化することによって、EUがあくまで加盟国の承認の上に成り立っており、EUレベルの政策が加盟国の同意を経て策定、導入されるという事実を反映させている。また、この定式化は特定のEU機関の名を出すことなくEUの政策成否の要因を検討することができるため、統合方式が異なるとされている域内市場統合以外の分野への適用も視野に入れることができる。さらに、EUレベルの政策形成過程段階と各国での導入段階との2段階に分けて加盟国内の政治的選好の集約を検討することによって、なぜ加盟国はEUの取組みに賛成あるいは反対したのかというより深い理解を可能にする。とりわけ、途中で加盟国が態度を変えた場合には、より深い理解に貢献することになる。最後に、この定式化を用いて国内政治研究を蓄積することによって、前章で指摘した国内諸要因間の順序づけに一定の貢献をなすと想定される。

そこで、次章以降では、この定式化を念頭にいれつつケーススタディをおこなう。それぞれのケースにおいて、求められていた障壁撤廃とはどのようなものか、加盟国はEUレベルの政策形成時あるいは導入時にどのような反応をしたのか、その際国内政治過程はどのように作用したのか（国内でどのような論理がはたらいたか）を明らかにするように努める。取り上げる3つのケースは、それぞれ異なるパターンで加盟国が市場統合に抵抗をみせた事例であるとともに、抵抗の際にそれぞれ異なる論理を国内で集約させた事例でもある。第1は、EUレベルの政策形成時に加盟国が抵抗したものの最終的にはほぼ原案どおりにEUレベルの政策形成が進んで加盟国が導入を果たした、電気通信関連指令の事例である（第5章）。第2は、EUレベルの政策は形成されたもののその運用時に加盟国が抵抗した、遺伝子組換え体認可に関する指令の事例である（第6章）。第3は、EUレベルの政策形成の時点で加盟国による抵抗に遭い大きな方針変更を余儀なくされた、サービス指令の事例である（第7章）。

V 電気通信の事例：域内市場の機能 vs. 事業の公共的側面

EU(当時はEC)は1980年代半ばから電気通信分野の市場統合に取り組んだが、初期の段階で加盟国の抵抗がみられた。しかしながら、およそ10年の年月をかけて完全自由化に至っている。本章では、当初の段階で政策形成が滞りながら最終的には完全自由化に至った背景を国内政治要因から読み解く。

1 端末・電気通信サービス指令と加盟国の抵抗

EUの電気通信技術発展への対応の遅れと世界市場における低シェア³²⁾を受けて、欧州委員会は1987年から翌年にかけてグリーンペーパー(CEC 1987)と行動計画(CEC 1988a)を発表し、EUレベルで取り組む改革とそのタイムテーブルとを勧告した。いずれの文書も、技術発展による新たな事業分野にはEUが裁量をもち旧来の電信電話に関わる分野には加盟国が裁量をもつことを明記していたため、(電気通信)閣僚理事会では加盟国全会一致の支持を得た。欧州委員会は端末機器市場を競争に開放する指令(端末指令)を発表し、型式認定などを通じて加盟国政府が排他的権限を有してきた端末機器市場の競争開放を提案した。

このとき欧州委員会は、電気通信政策が従来加盟国政府の排他的権限下にあったこと、そして事業が公企業体によって運営されてきたことを考慮して、当該指令にローマ条約90条3項(当時)を適用した。当該条項の適用は、通常必要な理事会での審議を経ずに指令を発効させることを意味した³³⁾。この手法は加盟国が全会一致で支持したグリーンペーパーや行動計画に明記されていたが、加盟国はこの手法の適用に抵抗した。フランスが欧州司法裁判所へ提訴したのである。

それにもかかわらず欧州委員会は、まったく同じ手法を用いて電気通信サービスを競争に開放する指令(電気通信サービス指令：CEC 1990)を欧州委員会内で採択し、立法準備を始めた。この指令は、音声電話を除いた電気通信サービス市場の競争開放、電気通信の規制機関と事業運営機関との分離を加盟国に求めて

32) アメリカは世界の電気通信市場の35%、日本は11%のシェアを得ていたが、EC諸国でシェアを6%以上もつ国は皆無であり、全加盟国を総合しても20%であった。CEC(1987), foreword and pp. 26-27.

33) CEC(1988b), pp. 73-75.; Thatcher(1999), pp. 82-83.

いた。この指令を一旦委員会内で採択するにとどめて加盟国との間で妥協を模索した欧州委員会は、電気通信担当閣僚による会議を経て1989年末に合意をとりつけ、一部加盟国が欧州司法裁判所に提訴したものの翌年6月に採択された³⁴⁾。

加盟国に全会一致で支持された文書の内容を立法化したにもかかわらず、なぜEU指令案は一部加盟国の抵抗に遭ったのか。たとえば提訴に関わったフランスでは、公務員としての身分保持に固執する従業員・労働組合の直接行動と公共サービス提供の使命を重視する風潮が、政府の政策運営に影響を与えた（井上2005：102-104；井上2007b：99-104）。

フランス政府は憲法改正を要する電気通信事業体の民営化を行わずに規制機関と事業機関の分離と規制監督機関設置に着手し、1987年6月には電気通信競争法の草案を起草した。法案はVANサービスとケーブルテレビネットワーク、モバイル通信を競争の対象にしたが、インフラストラクチャの提供や維持、音声電話は対象外にした³⁵⁾。それにもかかわらず、大部分の従業員は経営形態の変更とそれにとまなう職員数の減少、待遇の低下を懸念して法案に反対し、大規模なストライキを行った³⁶⁾。こうした反対運動や財源問題³⁷⁾、翌1988年に控えた大統領選挙などを受け、政府は法案を棚上げにしてVANサービスの一部自由化とケーブルネットワーク事業への民間参入のみ実行した³⁸⁾。

1988年に社会党が政権を獲得すると、政府はECレベルの協議に積極的に参加する姿勢を表明したが、同時に主管庁の公共サービス提供者としての役割を重視する姿勢も表明していた。6ヶ月にわたる議会での議論を経て成立した郵便・電気通信公共企業体法は、郵便事業と電気通信事業の分離を定めたものの、公共

34) 両指令採択の経緯についての詳細は、以下を参照。井上（2002），407-409頁。なお、フランスが欧州司法裁判所に提訴した端末指令をめぐる事案は、その主張を却下する判決が下った。サービス指令に対してもスペイン、ベルギー、イタリアが1990年9月に同様の提訴をした（フランスがこれら提訴国を支持）が、端末指令の判決と同様の判決が下った。European Court of Justice（1990，1992）。

35) Coustel（1986），pp. 229-243.; Hulsink（1999），pp. 252-253, 270-271.; Thatcher（1999），pp. 152-168.

36) 詳細は、以下。Hulsink（1999），pp. 252-253.; *Economist*（August 29, 1987），pp. 67-68.

37) 独占により電気通信事業者が得ていた収入は巨額にのぼり、政府の重要な収入源となっていた。*Financial Times*, 20 May 1987.

38) *Financial Times*, 20 May 1987, 25 September 1987.

サービス提供の責務の重要性を強調し、ユニバーサル・サービスの提供、職員の公務員としての地位保持等を明記した。追って成立した電気通信規制法においても、EUレベルの方針にあわせてネットワーク、サービス、端末機器の3部門に区分して規制を改正する一方で、ネットワークや電話サービスはフランス・テレコムの特許下におくことが定められていた³⁹⁾。

西ドイツは、欧州司法裁判所に提訴したフランスを支持していたが、国内では電気通信市場開放をめぐる合意形成が困難を極めていた。競争開放のためには議会で3分の2の議院を動員して基本法を改正する必要があるが、世論は現状を好意的に評価していたからである⁴⁰⁾。

1987年に政府に提出されたヴィッテ報告は、郵便分離（郵便事業と電気通信事業の分離）、端末機器市場の競争開放、VANサービスの競争開放を勧告する一方、ネットワークや音声電話サービスでは独占を維持するとし、民営化に関する提言を慎重に避けていた。これに対してDBP（ Bundespost）は、民営化には触れてはいないが事業組織の変革を示唆しているため職員に失業の不安を与えると考え、改革に消極的な姿勢を示した⁴¹⁾。

各派は、一部だとはいえ改革への抵抗を無視することができなかった。SPD（社会民主党）は収益の高い電気通信と収益の低い郵便事業とを分離することに反対した。首相率いるCDU（キリスト教民主同盟）内ですら、大多数が報告に積極的には賛同を表明することができないでいた。他方、FDP（自由民主党）は反対側に配慮した報告では自由化への取り組みが不十分だと主張して、さらなる自由化を求めた⁴²⁾。

各派は1988年前半に一旦妥協し、5月の閣議では郵便・電気通信制度およびドイツ連邦郵便改革法案が採択された。法案は、EUの方針に沿って郵便分離、事

39) Hulsink (1999), pp. 253-254.; Stehmann (1985), pp. 180-184.; Zahariadis (1992), p. 156.

40) Dörrenbächer (1988), pp. 344-351.; Neuman and Wieland (1986), pp. 123-124.; 井上 (2005), 100-102頁.

41) 実際、前年に労働組合は改革による失業を懸念して反対行動に出ている。 *Financial Times*, 21 September 1987.

42) Humphreys (1992), pp. 113-127. *Financial Times*, 2 June 1987, 21 September 1987; *Wirtschaftswoche*, 30 October 1987, S.71.

業運営部門と規制部門の分離、機器認定の独立機関設置、端末機器市場自由化を定めたが、通信網の設置・運営、音声通信はDBPの独占下におくと定めた⁴³⁾。このように限定的な自由化を目指した法案であったにもかかわらず、職員とりわけ労働組合は、将来人員削減が行われることを懸念して法案に反対した。議会内でも法案に対する評価は分かれた。与党CDUは法案に賛成していたが、ネットワークの独占解除をも求めたFDPは自由化が不十分だと不満を表明した。SPDは雇用不安と財政の悪化を指摘して、法案に強く反対した。

結局、法案の成立までには（1988年夏から1989年の春までの）約1年という長い時間がかかった。必要な基本法の改正に議会の3分の2以上、関連法規の改正には過半数の賛成を要したからである。世論が現状に好意的であったため、議会内で必要な議員数動員に時間がかかった。議決に必要な票数を獲得するために、CDUは連立相手であるCSUの賛同・協力を得て両院での可決にこぎつけた⁴⁴⁾。

EUの指令をめぐるのは、事業の公共的性質との兼ね合い、従業員の地位に議論が集中した。当時の事業の担い手たる層（労働組合）による政策への圧力が非常に強固であった。くわえて事業の性質上憲法改正を要する箇所があり、EUの指令を各国議会の議決を通じて導入するためには、相応の議員数動員が必要だった。これらを克服するだけの材料が政府・与党側でない限り、改革の強行は不可能だった。したがって各国は、ローマ条約第90条3項適用によって国内での合意形成前に指令の実行を求められるという事態を回避しようとし⁴⁵⁾、端末および電気通信サービス指令の採決過程での顛末となった。

2 電気通信市場完全自由化と加盟国国内情勢

ところがその後、加盟国は自主的に改革を進めるようになる。EUでは1992年に境に音声電話サービスやインフラストラクチャの自由化が検討され、理事会の全会一致の決議（Council 1993）によってユニバーサル・サービス維持を条件に

43) 一連の改革についての既存研究として、以下を参照。Dörrenbächer (1988); Schneider, Dang-Nguyen and Werle (1994); Pfeiffer and Wieland (1990); Werle (1990, 1999).

44) Werle (1999), pp. 110-127.

45) 当該解釈は既存研究でも成立している。たとえば以下。Thatcher (1999), pp. 81-85.

した音声電話の規制緩和に着手することになった。インフラストラクチャやCATVネットワークの自由化、完全自由化とユニバーサル・サービスの両立を加盟国および関係機関の間で確認した結果、1998年に電気通信市場を完全に競争に開放することを加盟国に義務づける指令（CEC 1996）が1996年3月に採択された⁴⁶⁾。これらは1980年代には加盟国政府が排他的権限をもつと定められていた分野であったが、その分野の完全自由化がなぜこの時期にEUレベルで進んだのか。それまで排他的権限を主張してきた加盟国政府にどのような変化があったのか。

たとえば、電気通信事業の公共的側面を強調してきたフランス政府は、完全自由化のための法改正にとどまらずEUレベルでは求められていなかった民営化すら実行した。こうした積極策への転換は海外電気通信事業者との提携失敗や政府の財政負担軽減と関係しており⁴⁷⁾、政府、担当省庁、フランス・テレコムそれぞれが、完全自由化へ向けた規制緩和とフランス・テレコムの民営化が必要だと判断するに至ったのである。

1993年にはフランス・テレコムを公社から（政府が資本の大部分を保有する）株式会社へと改組することが決まり、法案が提出されることになった。公共サービス提供の使命重視と職員の地位（公務員）保証の方針に変更はないとする政府に対して、職員の地位喪失を懸念した労働組合は強固に反対し、1993年10月に全職員の75%を動員した一日ストライキを実施した。政府はストライキを受けて法案提出を翌年に見送った⁴⁸⁾。その後、政府による株式の過半数保持や職員の公務員としての地位保証を明記した報告書が提出されたものの、労働組合側は反対の姿勢を変えなかったため、政府は改革の強硬推進が翌年の大統領選挙に影響することを避けるために、民営化を見送った⁴⁹⁾。

ところが状況は1995年5月の大統領選挙後に一変し、政府内で民営化が再び取りざたされた。政府は労働組合との交渉にあたり、民営化後も政府が株式の過半

46) 完全自由化への経緯については、以下。井上（2003）、316-322頁。

47) Thatcher（2002）、pp. 76-77.; idem（2004）、p. 300。

48) Hulsink（1999）、p. 263.; *Financial Times*, 26 July 1993; *Le Monde*, 26 novembre 1993。

49) *Le Monde*, 3 août 1994; *Les Echos*, 1 septembre 1994。

数を保有すること、職員の公務員としての地位を維持すること、雇用や年金受給を保障すること等を確約した⁵⁰⁾。多くの労働組合は、国際業務提携に支障が生じるのを目の当たりにする過程で民営化の論調に従うようになった。この後は、一部でストライキが実施されても過去のような動員率を誇るまでには至らず⁵¹⁾、一部の労働組合は早期退職制度や若年労働者の配置転換、公務員としてフランス・テレコムに雇用されることで改革に合意するようになった⁵²⁾。同時に電気通信市場を自由化する法律（電気通信事業規制法）の法案作成もすすめられ、EUが定めた完全自由化期限まではフランス・テレコム以外の公衆電話サービス提供を認めないという条件つきで公共網設置や基本電話サービス提供の自由化を定めた⁵³⁾。

フランス政府は1993年の時点でEUレベルの完全自由化に合意し、国内改革にあたった。政府はEUが求めている民営化にも取り組んだが、これは海外提携や競争に生き残るためであり、そのためには抵抗する勢力への説得に時間がかかることを承知の上で改革に取り組んだ。つまり、政府方針として必要に迫られれば、従来どおり特定の層が抵抗していたとしても改革を進めたのである（井上2007b：119）。

同じようなことはドイツでも見られた。DBP民営化に消極的だった政府が、1900年代に入ると東西ドイツ統一への対応、財政不足解消、海外進出を論拠に、DBPの組織改革と競争導入を求めるようになったのである⁵⁴⁾。しかしながら、改革には基本法の改正、ひいては野党SPDの同意をとりつける必要があった。SPDは労働組合と同調して民営化反対とインフラストラクチャの独占維持を主

50) Thatcher (1999), pp. 161-162.; *Le Monde*, 4 octobre 1995, 19 mars 1996.

51) 動員率は45%であった。 *Les Echos*, 12 avril 1996; *Le Monde*, 20 mars 1996.

52) 詳細は以下。Pospischil (1993); Zahariadis (1995), chapter 5 and 6; *Le Monde*, 7 mai 1996, 25 mai 1996.

53) 法案の成立後、民営化反対の左派が政権について民営化が危ぶまれたが、財政赤字を抱えていたため民営化せざるを得なかった (*Le Monde*, 30 mai 1997; Thatcher 2004: 302)。フランス・テレコムのマネージメントが民営化は国際化、とりわけドイツ・テレコムとの提携に不可欠だと判断していたこともあり、左派政権は方針を変更した。これに反対する労働組合のストライキは16%にとどまり、1997年10月には株式が販売され、さらに翌年にはドイツ・テレコムとの間で株式が交換された (*Le Monde*, 7 juin 1997, 19 juillet 1997, 7-8 septembre 1997, 1 octobre 1997)。

54) *Financial Times*, 21 November 1990, 7 October 1991, 28 October 1991.

張したが、DBPの改組（公企業体への）によって資金調達と海外競争に備える必要については了承した。民営化を求める政府と公企業体への改組を求めるSPDおよび労働組合の立場の差を埋めるために約1年間の交渉が行われ、1993年6月にCDU、CSU、SPD、FDPの間で民営化に関する基本合意が成立し、民営化へ向けた法律整備を開始して1996年には株式発行することが決まった⁵⁵⁾。

民営化の議論のみが先行して自由化や非規制化の議論が進まない事を受けて、ユーザー企業や新規参入を狙う企業は、ネットワーク分野でも競争を導入するよう政府に圧力をかけた。EUレベルで完全自由化へ向けた交渉が進むにつれて、政府はこの分野の自由化を行うと主張したのに対し、DBPとSPDは経営体質悪化につながるとして自由化に反対した⁵⁶⁾。民営化後のドイツ・テレコムは、音声電話の独占とネットワークの独占とを完全自由化期限まで維持しようとした。1995年11月、政府とSPDは電気通信市場を完全開放するに際しての原則をめぐって合意に達し、与野党間で自由化法案の立法タイムテーブルを確認した。CDU、CSU、FDPの勢力が強い連邦議会と各州およびSPDの勢力が強い連邦参議院の双方で法案審議をスムーズに進めるためであった⁵⁷⁾。実際には、連邦参議院の審議で各州がユニバーサル・サービスを必ず提供するように要求したが、両院協議を経て、法案は1996年7月に可決された⁵⁸⁾。

ドイツでも、国際競争力強化の観点から電気通信事業者の民営化が進められた。一旦政府が必要だと判断して民営化推進、完全自由化推進に転じると、SPDや事業者が抵抗しても根本的な路線に変更は生じなかった。抵抗を通じて得ることができた留保は、完全自由化期限までは独占を維持する、そして新規業者にユニバーサル・サービス提供を約束させるという、限定的なものであった。

55) 一連の経緯については、以下。 *Financial Times*, 7 February 1992, 23 July 1992, 11 August 1992, 2 June 1993, 16 June 1993.

56) ドイツ政府は議長国としてEUレベルの交渉をリードする立場にあったという。 *Financial Times*, 7 January 1994, 13 September 1994, 29 September 1994, 18 November 1994. SPDなどの反対については、以下。 *Financial Times*, 25 April 1995.

57) *Financial Times*, 29 December 1995.

58) *Financial Times*, 23 March 1996, 27 June 1996.

VI 遺伝子組換え穀物の事例：域内市場の機能 vs. 環境・消費者保護

遺伝子組換え穀物の分野では、共通の認可ルール策定によって域内市場の機能、つまりある加盟国で認可された穀物の自由な流通と販売を保証しようとした。しかしながら、ルールが実際に適用される過程でルール自体の問題が指摘されるようになり、EUレベルの認可が滞った。新たなルール整備にこぎつけるまでに5年余、当初ルールの策定から実に10年もの年月を要したが、本章ではこのような事案が生じた背景を加盟国の国内政治要因から検討する。

1 既存指令の論理と新規則の論理の齟齬：加盟国間の対立の遠因

アメリカなどに遅れをとった生物工学分野の発展を促そうと、欧州委員会は1980年代中葉から当該分野のルール策定に乗り出した。EUは加盟国の規制調和によって欧州レベルのバイオテクノロジー産業の競争力育成（競争阻害の防止）を目指し、1990年には2つの指令を発効させた⁵⁹⁾。ひとつは実験室など閉鎖環境における遺伝子組換え微生物の使用に関する指令（指令90/219：Council 1990a）で、もうひとつが遺伝子組換え体の環境放出や販売に関する指令（指令90/220：Council 1990b）であった。

指令90/219は、教育・研究開発のために閉鎖環境で使用される遺伝子組換え微生物が人体や環境に負の影響を与えないよう、加盟国担当省庁とEUへの通知システムを定めたものであった。この指令はローマ条約第130条を根拠にした、あくまで産業政策、研究開発政策としての性格を持つ指令であった。一方、指令90/220は市場統合のための域内法制調和をめざした第100a条に基づいていた。この指令は、実験目的で遺伝子組換え体を環境に開放する場合、あるいは商業製品として遺伝子組換え体を販売する場合に踏むべき認可手続きを定めていた。加盟国間の規制の相違が国境を越えた取引や競争、ひいては市場統合の妨げとなることを避けるために、認可ルールの調和を目指したのである。

指令90/220は、認可を受けようとする遺伝子組換え体をまず国内担当省庁に申請するよう定めた。環境と人体への影響を考慮した上で国内担当省庁が認可した

59) この時期のEUの状況について詳しく触れたものとして、以下を参照。Patterson (2000); Pollack and Shaffer (2005); Torgersen et al. (2002).

場合には、その情報が欧州委員会に転送されて他の加盟国担当省庁の意見を仰ぐことになる。反対・異論がなければEUレベルで当該品目が認可されるが、1カ国でも反対した場合には欧州委員会が議長を務め加盟国代表によって構成される委員会にて認可の是非を検討することになる。この委員会で欧州委員会の決定草案に対する採決ができれば認可されるが、採決ができない場合には理事会の判断を仰ぐことになる。それでも一定期間内に理事会が欧州委員会提案に対する態度を決定することができなければ、欧州委員会が最終決定を下す。なお、販売認可の場合にはセーフガード条項が定められており、EUレベルで認可された場合に緊急避難的にその適用を免れることも可能にはなっていた。

指令90/220を定めたEUは、遺伝子組換技術を使用した食品や成分（新規食品・成分）の認可に関するルール作りにも1992年から取り組み始めた。しかしながら、立法の過程で欧州委員会と欧州議会、理事会（加盟国政府）の立場の違いが明確になったため、ルール形成には5年の年月を要した。

欧州委員会は、加盟国間の規制の相違が単一市場の機能を妨げると考えており、この法案を早く成立させようとした。欧州議会と理事会は欧州委員会の立場に同意はしたものの、遺伝子組換技術を使用した食品・成分が従来食品・成分とは実質的に異なると捉えており、人体の健康保護の観点から安全評価とラベリングの必要性を訴えた⁶⁰⁾。当該案件は欧州議会にも法案修正権が認められていたために、欧州委員会は両者の意見を検討しなければならなかった。検討の結果、この分野の域内自由移動や市場統合を妨げない限りにおいて人体の健康や環境への影響、そして顧客への情報開示を配慮するように規則（規則258/97：EP and Council 1997）を定めた。

2 実際の認可をめぐる加盟国間の対立

ところが、この規則の成立に5年もの年月がかかっている間に、議論をさらに紛糾させる事案が発生した⁶¹⁾。イギリスの申請した遺伝子組換大豆とフランスの申請した遺伝子組換トウモロコシが認可されたのである。認可自体は指令90/220

60) EP and Council (1995).

に則って行われるものであったが、その過程では単一市場の機能のみが重視されて、規則 258/97 の成立過程で議論された人体・環境への影響とラベリング（消費者への情報開示）が勘案されなかった。とりわけ、申請した加盟国がある以上最終的には認可の方向で話が進むという手続き自体が問題視された。

たとえば遺伝子組換大豆の認可では、指令 90/220 の手続きに従って一部加盟国が自国のデータに基づいて認可への懸念や反対を表明したにもかかわらず、所定の手続きが進むと単一市場の機能維持を重視する欧州委員会の最終判断に委ねられるという事態を招いた。加盟国が表明した懸念や反対に対して、欧州委員会は、人体や環境に有害な影響があると判断する根拠がない、また従来作物と区別しなければならない（ラベリングをしなければならない）根拠はないと判断し、当該大豆を認可した。1996年8月に当該大豆の輸入が始まったが、このような経緯を経て認可された遺伝子組換大豆の輸入に一部加盟国は強く抵抗した。

また、遺伝子組換トウモロコシの認可では、当該作物が害虫抵抗性や抗生物質耐性マーカー遺伝子を持っていたことから、オーストリア、デンマーク、スウェーデン、イギリスが認可に反対していた。イギリス以外の3カ国は、ラベル表示義務がないことにも反対していた。認可の採択に必要な票が集まらず、認可手続きは滞っていた⁶²⁾。上記の反対国および棄権を表明した加盟国の合計8カ国が持つ票数（特定多数決制度下）は、賛成6カ国の票数を上回っていた⁶³⁾ため、欧州委員会と加盟国政府代表で構成される委員会では認可の判断には至らなかった。そのため、指令 90/220 の定めたとおり議論の舞台を理事会に移したが、申請当事国たるフランスのみが賛成しているばかりに、欧州委員会の認可草案修正に必要な理事会での全会一致を得ることができず、最終的な認可の判断は欧州委員会に

61) 狂牛病（BSE）問題が当時のEUの政策に影響を与えたとする研究があるが、当該問題が発覚した1996年3月以前から欧州委員会と欧州議会および理事会との間で見解の相違が見られるため、本稿は狂牛病問題に注目してEU内の対立を説明する立場はとらない。同様の立場をとる研究として Toke (2004)、逆に狂牛病問題を重視する研究として Pollack and Shaffer (2005)がある。

62) 詳細は、以下を参照。Toke (2004), p. 146.; Bradley (1998), pp. 211-213.

63) 賛成したのは、ベルギー、フィンランド、フランス、アイルランド、スペイン、ポルトガルであり、反対・棄権48票に対して賛成が34票であったという。なお、オランダは手続きの遅れにより票数として計上されなかった。Bradley (1998), p. 212.

委ねられた⁶⁴⁾。欧州委員会は人体や環境に有害な影響を与えると信じるに足る証拠はないとして、1996年12月中旬に認可を決定した。大豆認可の場合と同様、ラベリングやモニタリングの必要もないと判断された。

認可に反対していた加盟国の一部は、事前警戒原則や指令90/220に定められていたセーフガード条項を持ち出して個別措置をとった。オーストリアは、当該条項を援用して1997年2月に当該トウモロコシの輸入、耕作、販売を禁止した。ルクセンブルクもオーストリアに追随した。認可を申請したフランスですら態度を変え、トウモロコシの栽培を禁止し、その輸入にあたってはラベリングが必要だと表明する始末であった。一連の顛末は、現行の認可システムがEUレベルの認可とその後の流通・販売にまったく寄与しないことを露呈した。そのため、EUは、認可ルール自体を見直す方向と加盟国による個別対応（セーフガード援用）を回避する方向とで対応をすすめた。

前者については、欧州委員会が指令90/220の改変（CEC 1998a）を提案し、これ以降約5年をかけて、遺伝子組換え体の環境放出、耕作、販売、輸入、（加工を目的とした）流通、加工後の食品や飼料に対して、モニタリング、ラベリングやトレーサビリティ、認可の有効期限などを体系的に定めるルール⁶⁵⁾整備に取り組んだ。後者については、1998年6月の理事会において欧州委員会がオーストリア（CEC 1998b）とルクセンブルク（CEC 1998c）に輸入禁止措置撤廃を求める理事会決定の採択を促したものの、欧州委員会の提案とは逆に会合では加盟国によるセーフガード維持が事実上認められた⁶⁶⁾。そのうえでデンマーク、ギリシャ、フランス、イタリア、ルクセンブルクは、ラベリングやトレーサビリティに関するルールを策定するまでの措置として、遺伝子組換え体の栽培と販売に対する認可の停止（モラトリアム）を宣言した。以降、実に5年にわたってEUレベルの認可停止が続いた。ここまで加盟国による抵抗が強くEUのルール適用に時間がかかった背景には、一部加盟国の国内政治過程における強固な意見集約を指摘することができる（井上 2007a）。

64) *Ibid.*, pp. 211-213.

65) たとえば、以下。EP and Council (2001, 2003a, 2003b).

66) Bradley (1998), pp. 214-215.

たとえば、指令で定められたセーフガードをこえて輸入禁止にまで出たオーストリアでは、国民請願制度（Volksbegehren）がEUレベルにおける政府の強硬な姿勢を後押しした。世論は当初、EUよりも厳しい姿勢で遺伝子組換え体の環境放出に臨んでいる政府の動向には関心を向けていなかった。しかしながら、EUレベルで輸入遺伝子組換え体が認可され、実際に遺伝子組換え大豆が輸入されるようになると、ラベリングを求めるようになった。NGOは当該大豆の輸入禁止を求めた。このような動向を受けて、政府は食品・飼料・種子に対するラベリング・ルールを課す法令を用意することになったが、新たにEUレベルで遺伝子組換えトウモロコシが認可されると国内ではさらなる抵抗が生じた⁶⁷⁾。

抵抗は、主に環境NGOによる遺伝子組換え体不使用運動となって現れたが、これが国民請願制度を通じて政府の対応に大きな影響を与えることになった。遺伝子組換え食品の輸入禁止と遺伝子組換え体の環境放出禁止を求めた国民請願では、政党による運動支持がなかったにもかかわらず、環境NGOによる動員のみで有権者の21%の支持をとりつけることになり、請願実現へと事を運んだ⁶⁸⁾。この過程で政府は、EUレベルで認可された遺伝子組換えトウモロコシに対してセーフガードを発動した上で輸入禁止にしている⁶⁹⁾。

EUレベルで遺伝子組換えトウモロコシの認可申請をしておきながら態度を一転させてモラトリアム宣言に至ったフランスは、穀物生産者の競争支援という立場と国内政治過程で発生した遺伝子組換え穀物に慎重な立場との間で板ばさみになり、政権交代も相俟って一貫した姿勢をとることができなかった。

国内では、対象品目そして政権によって認可の是非が異なって現れた。政府は1990年代半ばまで遺伝子組換え作物・食品に肯定的であり、市民やメディアも肯定的であった⁷⁰⁾。そのため、政府はEUへ遺伝子組換えトウモロコシの認可を申請

67) オーストリアの国内情勢については、以下に依拠している。Torgersen et al. (2001).

68) 10万人の有権者が求めた場合、議会は請願内容（法案）を審議しなければならなかった。これまでに14の案件が規定数達成に成功し、そのうち3つが法案成立に至ったという。*Ibid.*

69) 国内政治過程の詳細については、以下に依拠している。Grabner and Torgersen (1998); Wagner et al. (1998).

70) de Cheveigné et al. (1998), pp. 51-54.; Boy and de Cheveigné (2001), p. 181.

した。しかしながらEUレベルで認可された直後の1997年2月に、当時の政権（保守政権）が当該トウモロコシの国内栽培不認可を決定した。その政権は直後の選挙で敗れて、環境系政党と連立を組んだ社会党政権が誕生した。選挙期間中、新政権は遺伝子組換え体認可のモラトリアムをEUレベルで提案すると宣言していたが、認可されたトウモロコシを国内で栽培許可しなければ農作物の競争に不利だという農家の抗議に遭い、栽培認可へと姿勢を一転させた。ただし、認可したのはトウモロコシについてのみであり、他に申請されていた遺伝子組換え菜種や甜菜は認可しなかった⁷¹⁾。

1998年に開かれた公開討論会では、抗生物質耐性を持つマーカー遺伝子の使用禁止がうたわれ、消費者選択の観点からラベリング表示要件を明確化にするようEUに求めることが決められた。議会がまとめた報告書は、近隣の作物に対する影響を観察すべく2001年までの試験期間設定を求めていた。公開討論会の結論と同様、抗生物質耐性をもつマーカー遺伝子の使用禁止とラベリング表示要件の明確化にも言及していた⁷²⁾。このような状況にもかかわらず、政府は遺伝子組換えトウモロコシについて新たに2品目の認可を決定したため、グリーンピースなどは認可が適正に行われていないとして1998年9月に国務院に訴えた。判断は後に欧州司法裁判所に委ねられ、翌年にフランス政府がトウモロコシの販売を受け入れるべきだという判決が出ている。

遺伝子組換え大豆の認可を申請しながらフランスによるトウモロコシの認可申請には反対したイギリス政府は、食品としてではなく穀物としての遺伝子組替体、すなわち遺伝子組替体放出による環境や生態系への影響に敏感であった。元々バイオ技術には肯定的ではあるものの、環境や生態系への影響が懸念されるマーカー遺伝子の使用には否定的で、当該遺伝子が使用されているトウモロコシをEUレベルで認可することには反対した⁷³⁾。

その傾向は1998年におこなわれた遺伝子組換え体認可検討委員会（ACRE：

71) フランスの国内情勢については、以下に依拠している。Boy and de Cheveigné (2001).

72) 公開討論会については、以下に依拠している。Ibid.

73) Bradley (1998), p. 212. イギリスの国内情勢については、以下にも依拠している。Gaskell et al. (2001).

Advisory Committee on Releases into the Environment) の構成変更を境に顕著になり、環境 NGO が主張していた野生動物への影響が検討されるようになった⁷⁴⁾。結果、政府レベルでは遺伝子組換え穀物の野生動物に対する影響が重要事項となり、1999年には遺伝子組換え作物の商業化を3年間の実験栽培終了までは自主的に禁止することで合意した。なお、この時期には、市民が関心を持っている食品安全が政策に集約されることはなかった。環境 NGO が（専門とする環境・野生動物への影響ではなく）消費者保護・食品安全という観点から市民を動員するようになって遺伝子組換え食品のモラトリアムで市民と結束するのは、1999年になってからである⁷⁵⁾。政権側はあくまで遺伝子組換え作物・食品は安全であるという認識を表明し、主に環境への影響を配慮していた。

なお、国内政治過程では変化が生じていても政府の立場に変化がなかった加盟国もある。ドイツでは、世論は農作物や食品への遺伝子組換え体使用を懸念していた⁷⁶⁾が、その懸念を政治決定過程に反映させる行為主体はほぼ皆無であった。唯一、グリーンピースが反対キャンペーンを実施したが、そうした反対運動はあくまで民間レベルの自主規制にしか結実することがなく、小売業のように運動の影響を直接受けない企業—とりわけバイオ企業—は、議論の槍玉に挙がるのを避ける戦略をとった⁷⁷⁾。政府も国内のバイオ産業発展、特に医療分野での競争力育成を支持する姿勢をとった結果、1998年の政権交代によって緑の党が政権参加した後ですら、この分野における姿勢・政策に変更がなかった⁷⁸⁾。

74) Toke (2004), pp. 72-78, 84, 89, 90-92.

75) Gaskell et al. (2001), pp. 295-297.

76) 1996年、1999年、2002年の統計をとったユーロバロメーターによれば、遺伝子組換え技術への支持について、医療分野では常に80%以上の支持があったが、穀物分野では60%強、食品分野では50%前後の支持にとどまっており、なおかつ穀物や食品分野での支持は年々減少の一途を辿っていた。Eurobarometer 58.0, pp. 18, 21.

77) Hampel et al. (2001), p. 192.

78) ドイツの政治制度、政策の詳細については、以下を参照。Hampel et al. (1998), pp. 63-66.

Ⅶ サービス指令の事例：域内市場の機能 vs. 加盟国の雇用・社会政策

サービス指令は、EUの掲げた産業構造転換と成長・雇用戦略の一端を担うものであったが、EUレベルの政策形成過程で目玉であった部分に大きな修正が加えられた。本章では、大幅な修正を余儀なくされた背景を検討する。

1 水平的アプローチと母国原則：指令の目玉と対立の遠因

2000年3月に理事会で採択されたリスボン戦略は、2010年までにヨーロッパを最も競争力がある知識基盤経済に転換して、一定の経済成長と競争力を維持しながらヨーロッパに合った社会モデルの構築を目指した。そのために、ICT部門、金融部門、サービス分野などをてこ入れの対象にした。このうち、GDPの大半を占めながら市場統合が進んでいないサービス分野について、欧州委員会は「サービスのための域内市場戦略」(CEC 2000)を提出して加盟国や欧州議会をはじめとする関係各主体の支持を得た。

この時点でEU(欧州委員会)側は、水平的アプローチを採用してサービス業全般の域内市場統合、すなわち各国残存障壁の撤廃を目指していた。理事会は、欧州委員会による実情調査(CEC 2002)を受けて、域内市場におけるサービス分野の立法上かつ非立法上の残存障壁撤廃を政治的最優先において取り組むべきだと強調し、欧州委員会にそのイニシアティブを加速するよう促した⁷⁹⁾。欧州議会も、欧州委員会による調査報告を歓迎する決議を採択していた⁸⁰⁾。決議は、水平的アプローチに対する欧州議会の支持だけでなく、理事会による母国原則(the country of origin principle: 後述)と相互承認原則(the mutual recognition principle)への関与表明も示唆している⁸¹⁾。2003年の段階では、理事会はサービ

79) *Conclusion on obstacles to the provision of services in the internal market at the 2462nd Council meeting on Competitiveness* (Internal Market, Industry, Research), Brussels, 14 November 2002, 13839/02.

80) *European Parliament Resolution of 13 February 2003 on the Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: "2002 Review of the Internal Market Strategy - Delivering the promise"*, COM(2002) 171 - C5-0283/2002 - 2002/2143(COS), A5-0026/2003.

81) *Ibid.*, point 35 and 36.

ス部門の域内市場統合が欧州経済の競争力を改善し成長と雇用をもたらす鍵になると考え、欧州委員会の方針を支持していたのである⁸²⁾。

そこで欧州委員会は、2004年1月にサービス指令案（CEC 2004）を発表し、理事会と欧州議会にサービス分野の域内市場完成を提案した。開業およびサービス提供の自由を妨げる障壁を撤廃して、成長が見込まれるこの分野での域内市場を完成させようとしたのである。また、この取り決めによってEU、加盟国、サービス提供者、受給者、消費者にも法的な確実性を与えようとしていた。指令案の対象範囲は、すでに立法が成立している金融サービスや運輸、電気通信コミュニケーションサービス、ネットワークなどを除いたサービス全般を対象にした（水平的アプローチ）。

さらに、指令案は母国原則を採用していた。サービスが国境を越える際に関係する複数の加盟国法令を一つ一つクリアさせていけば、サービスの自由移動が保証されているとはいえない。ある加盟国の法令にのっとって開業・起業され提供されるサービス事業が別の加盟国で展開・提供される場合には当該国（サービス提供先）の法令を適用しないという母国原則を適用することによって、サービスの越境移動に付加的なコストがかからないように狙ったのである。

3月に開かれた競争理事会では、この指令案は概ね好意的に評価されていた⁸³⁾。ところが、1年も経たないうちに、指令案の目玉である水平的アプローチおよび母国原則に対して意見が付けられるようになった。2004年9月には地域委員会が意見を提出し、水平的アプローチを評価しながらも当該指令が既存の法とオーバーラップしてしまう危険性を指摘した（Committee of the Regions 2004）。当該意見では労働者の派遣（posting of workers）の規定を明確にする必要性がうたわれ、提供国の国内法にのっとった形で提供されることが多い社会サービスや健康サービス分野に対して母国原則の適用範囲を明確にする必要性も強調された。

母国原則適用の是非については、11月に開かれた理事会でも集中的に議論された。理事会では母国原則が指令の最も重要な要素であることを確認したが、い

82) Presidency Conclusions, Brussels European Council (16-17 October 2003), para. 16.

83) PRES/2004/62, pp. 10-11.

くつかの加盟国が（この原則を出発点にすることは受け入れながらも）懸念を表明していた。また、サービス指令が欧州社会モデルや既存の派遣労働者指令に悪影響を与えることがないように、指令の効果がおよぶ範囲を明確にするように求めた⁸⁴⁾。

2 拡大を境にした加盟国の反対と指令案修正

このような急激な雲行きの変化は、2004年5月の拡大に起因していた。10カ国の中東欧諸国のEU加盟が、安価な労働力の既加盟国への流入につながるのではないかと懸念され始めたのである。拡大の時点で新規加盟国に労働市場を開放していたのは、イギリス、アイルランド、スウェーデンの3カ国のみであった⁸⁵⁾。それ以外の加盟国のうち、とりわけフランスは、拡大を境に明確にサービス自由化指令案への反対を表明し始めた。

指令案は郵便サービスやユーティリティ、会計等を明示的に指令の適用対象から除外したにもかかわらず、国内では東からの安価な労働者が公共部門の仕事に流入してくるという不安（所謂、「ポーランドの配管工」）が流布した。EU側からは指令の導入によってEUレベルで60万の雇用創出、生産性向上、消費者への価格下落がもたらされるという調査結果が出ていたものの、大統領は社会的な側面とりわけ自国の雇用情勢を重視し、指令が他国からの労働力流入をもたらし自国の雇用に影響を与えることを懸念した⁸⁶⁾。首相に至ってはさらに強硬に出て、反対のためにはいかなる措置も辞さないと表明した。政党では社会党が反対し、欧州委員会に指令案の取り下げを求めた⁸⁷⁾。ドイツも東からの労働力流入による影響を懸念して、指令案反対の姿勢に転じた⁸⁸⁾。両国は、指令の成立が国境を越

84) PRES/2004/323, p. 14.

85) *Financial Times*, 14 February 2006.

86) 実際に、フランスとドイツでは10%近い（ないしそれを超える）失業率にみまわれていたという。Ivaldi (2006), p. 59.; *Financial Times*, 3 March 2005, 21 April 2005.

87) *Financial Times*, 27 January 2005, 8 February 2005. 一連の国内情勢については、以下も参照。Franck (2005), p. 1075.; Hainsworth (2006), pp. 103-104.; Ivaldi (2006), pp. 59-61.; Schmidt (2007), pp. 1004-1006.

88) *Financial Times*, 9 February 2005, 3 March 2005. ドイツの国内情勢については、以下も参照。Nicolaidis and Schmidt (2007), pp. 724-728.

えたサービス競争をもたらし、社会水準や労働水準の低下と西ヨーロッパの雇用破壊をもたらしかねないと懸念し、EUレベルで社会的ダンピングが生じないように指令案を修正するよう、他の加盟国の説得に回った⁸⁹⁾。

一連の動向に加えて、別途進められていた欧州憲法条約（EUの根幹を定める基本条約を改正する条約）の批准手続きが、指令の制定プロセスに影響を与えた。フランスのように条約批准を国民投票で問うた加盟国については、拡大、サービス指令、雇用と欧州憲法条約の問題がセットとなって扱われる懸念が生じたのである。加盟国がそれぞれに発展させてきた欧州社会モデルの崩壊を懸念し⁹⁰⁾、指令案への反対が憲法条約批准のためのフランスの国民投票に悪影響（条約批准拒否）をもたらすことを恐れた一部の加盟国は、フランスの立場に同調した。

欧州委員会も、指令案改正に同調する姿勢を見せた⁹¹⁾。フランスに同調する姿勢を見せることによって、フランス（の政治家）が有権者に対してサービス指令案と憲法条約を結び付けないように説明することを期待したのである。しかしながら5月に行われたフランスでの国民投票は、双方が結びついた形で否決される形となった⁹²⁾。国民投票後の分析は、EU自体の発展に異論はないがそれが国内の失業や社会モデルに不安をもたらすことには反対だという有権者の意識を浮き彫りにした（Milner 2006; Brouard and Tiberj 2006）。とりわけ、職業区分では事務職やブルーカラーが、事業区分では公共部門従事者や失業者が反対票を投じていた（Brouard and Tiberj 2006 : 262, 266）。

2005年11月に開かれた理事会では、サービスの自由移動促進という基本的な目標では合意しているもののその手法をめぐって加盟国間で合意がないことを確認した。一部の加盟国は、ヘルスケアやギャンブル（賭博事業）、税金の分野をこの指令の適用から免除するよう求めた。また、労働者の保護にも言及があり、

89) *Financial Times*, 3 March 2005, 21 April 2005.

90) たとえば、フランスに同調して指令案に反対した国のひとつであるスウェーデンでは、自国内での建設事業を請け負ったラトビア企業との間で労働協約に関する対立（スウェーデンのものとラトビアのものいづれを適用するかという対立）が発生し、欧州司法裁判所で争われることになった。事件の詳細については、以下を参照。庄司 [2008]、208-209頁。

91) *Financial Times*, 23 March 2005.

92) 詳しくは、以下。Franck (2005); Hainsworth (2006); Ivaldi (2006); Schmidt (2007).

多くの加盟国がサービス指令は既に別途定めのある派遣労働指令に対して中立であるべきだと表明した。そこで理事会は、欧州議会の意見を待ったうえで、指令案を見直す必要があると結論づけた⁹³⁾。

欧州議会（第2読解）は、2006年2月中旬、外で3万人の労働組合員が指令案の廃案を求めて集まるなか開催された⁹⁴⁾。結果、「母国原則」が単に「サービス提供の自由（the freedom to provide services）」に書き換えられることになった。母国原則に比べ、「サービス提供の自由」は、加盟国が治安・安全、公衆衛生（public health）、環境や労働条件などで正当化することができれば、サービス提供の自由を制限することができた。同時に、一般的利益を有するサービス、ヘルスケア、運輸、賭博事業、オーディオビジュアルサービス、セキュリティ、病院、社会サービス、法律サービス、公的な機関に勤めるものなどは指令の対象から外されることになった⁹⁵⁾。

理事会と欧州議会の決定を受けて、欧州委員会は修正提案（CEC 2006）を採択した。5月末に開催された理事会では、修正提案に対してベルギーとリトアニアが棄権したものの、その他は全会一致で修正提案への合意に達した⁹⁶⁾。社会サービスやヘルスケアサービスは指令の対象から除かれ、加盟国の労働法にも影響を与えないことが確認された⁹⁷⁾。修正指令は、理事会による「共通の立場」（Council 2006）⁹⁸⁾、欧州議会による修正を経て、12月の理事会において修正サービス指令（EP and Council 2006）として漸く採択された。

サービス分野において広く、そして迅速に単一市場を生み出すために、当初の指令案は水平的アプローチと母国原則を採り入れたが、2004年の拡大を契機に既加盟国が新規加盟国の安価な労働力流入を懸念した。該当する分野、とりわけ

93) PRES/2005/287, pp. 18-19.

94) *Financial Times*, 23 February 2006.

95) なお、この過程でイギリス、オランダ、スペインは、チェコ、ハンガリー、ポーランドと共同で賛成派にまわり、反対派にはフランス、ドイツに加えて、総選挙を控えるオーストリアが名を連ねたという。*Financial Times*, 10 January 2006 and 11 February 2006. なお、EUレベルの交渉過程については以下も参照。Nicolaidis and Schmidt (2007), pp. 728-731.

96) PRES/2006/136, p. 10.

97) 詳細は、PRES/2006/160.

98) PRES/2006/215, p. 11.

公共サービス部門における労働者によってその不安は政治化されたが、EUレベルで無視できないまでに高度に政治化されたのは、フランスにおける欧州憲法条約批准のための国民投票であった。サービス自由化反対派に比べて賛成派の国内政治過程における集約が目立たず、なおかつ国民投票での批准が暗礁に乗り上げた結果、指令の目玉であった水平アプローチと母国原則が除外されるに至った。

VIII 総括

ここまで、障壁撤廃の必要性増大に対して加盟国がどのように反応したのかという観点から、各事例を分析してきた。域内市場を機能させるために障壁撤廃を要するという論理とは異なる論理が加盟国内で集約されれば、EUレベルの政策は留保された。それぞれの事例において域内市場重視とは異なる論理がどのように集約されたのかを整理すると、図2の通りとなる。

電気通信の事例では、旧来の事業従事者とりわけ労働組合が事業体の組織変更とそれにとまなう改革に抵抗した。ストライキ（直接行動）や労働組合と協力する政党の存在によって、改革法案成立に必要な議員数を動員するのに時間がかかった。ただし、他の事例に比べて利害関係者の範囲が限られていたため、電気通信事業体の労働組合が説得されれば改革はすすんだ。しかしながら、より多くの利害関係者が関わる遺伝子組換え体やサービス指令の事例では、電気通信の事例と比べてより強固な政策選好が集約され、EUレベルの決着がつくまでに複雑な経緯をたどった。

遺伝子組換え体の事例では、農業生産者や消費者までもが利害関係者として関わったため、一部加盟国では域内市場重視の論理に強固に抵抗するケースが見られた。たとえばオーストリアでは、政府がEUより厳しく対応していたところに国民請願制度を通じてEUの指令に反対する動きが集約され、政府によるEUレベルでの強硬な姿勢を支えた。その一方で、政府の政策選好と国内政治過程で集約されたそれとが必ずしも一致しないケースも見られた。イギリスでは、政府がNGOの影響を受けて環境保護の観点から遺伝子組替体に消極的な態度を示すようになったのに対し、政治過程で集約されつつあったのは食品安全の論理であった。フランスでは、品目・政権によって認可への姿勢が一貫しなかったため、加

盟国の態度としては一貫したものが観察されなかった。ドイツの場合、遺伝子組換え体を懸念する消費者の政策選好を政治過程に反映するNGOや圧力集団は見られなかった。仮に市民の関心が動員されたとしても、緑の党が政権参加した後ですら政府の方針に変化を期待することはできなかった。結果、新たな認可のルールに消費者・環境保護の論理が盛り込まれるまでは、EUレベルで新規認可が停止されることになった。

サービス指令のように事案が(公共)サービス従事者一般、失業などという社会的な問題と関係する場合には、より広い層が市場統合とは異なる論理を強く集約させる可能性を示唆した。フランス政府は、当該指令に反対する国内情勢を鑑みざるを得なくなり、結果として国内で集約された政策選好に同調する形となった。加盟国内の雇用という観点から域内市場の機能重視の論理に強い留保がかけられ、指令の目玉であり加盟国が一旦は同意した水平的アプローチおよび母国原則の採用が反故にされ、双方を削除してはじめて指令が成立することになった。

以上から、EUレベルの政策に対する政府の政策選好と他の利害関係者のそれとの関係—すなわち最終的に導き出される加盟国の対応—に影響を与える要因を整理すれば、図3のようになる。通常、政策選好は国内政治過程、具体的には議会内の政党バランスや委員会内の構成、案件採択に必要な議員数の動員を通じて選択・集約される。多くの場合、政策・法案を提案するのは政権側であるため、憲法改正手続のように大多数の議員動員を必要としない限りにおいて、また政権側が政策選好を他の利害関係者のそれに変えない限りにおいて、政権側の政策選好にバイアスがある。ところが、利害関係者の政策選好がこのプロセスを経ない場合には例外が生じ得る。

つまり、直接行動(ストライキ等)が激しい場合、国民請願制度や国民投票などのように有権者を動員する公的制度を通じて政策選好が動員された場合、政権側の政策選好がこの過程を経て集約された政策選好に代替される可能性がある。とりわけ、政権側が大きな国政選挙等を控えている場合には、集約された利害関係者の政策選好が勘案された。なお、先に電気通信、遺伝子組替体、サービス自由化指令の事例間の差として指摘したとおり、事案がどの程度広く利害関係者を巻き込むものかによっても、代替可能性の程度は異なる。

域内市場統合は不断のプロセスである。すなわち、技術発展や取引方法の発展によって国境を越えた交易が発展すれば、その分野の市場統合が必ず必要になる。本稿で導いた知見は、今後ある分野における市場統合が提案されるとき、その行く末がどうなるのかを考える手がかりになる。近年EUが取り組む事案は、市場統合の論理のみならず環境、雇用、安全・安心にかかわる論理と関わるものも少なからず存在する。EUが一部エリート（国境を越える者、企業）のためだけではなく一般市民の生活のためにも取り組むのだと強調すればするほど、市場統合の論理以外の様々な論理がEUそして加盟国内で頭をもたげる可能性がある。本稿の考察は、そうした場合のEUレベルの政策成否を考える手がかりにもなると考えている。また、大きな国政選挙がある場合には政権の姿勢が変わり得るといふ知見は、一部で指摘されている近年のポピュリズム的な傾向によって拍車がかかる可能性がある。一旦EUレベルで決まった（決まりつつある）ことが国内情勢次第で修正されるようなことが続けば、加盟国政府にとってEUレベルの交渉が何を意味するのか、より根本的にはEUの政策はそもそもなぜ必要で何に貢献するのかという（output legitimacyに関する）問題につきあたることになる。最後に、本稿の考察が域内市場統合以外の事例に有意かどうかの検証は、今後それらの事例を実証することで明らかにしていきたい。

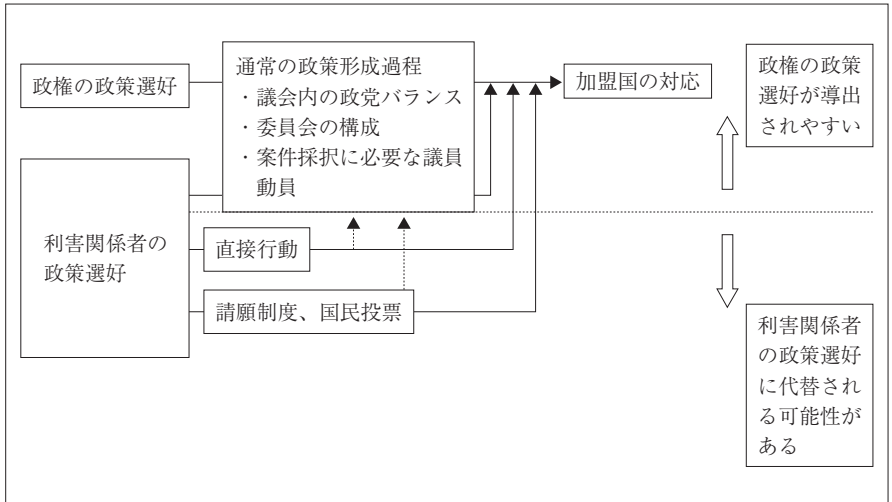
図1. 自由移動を妨げる障壁撤廃の必要性増大に対する加盟国の反応

加盟国の反応	=	f	{	政府の政策選好,	利害関係者の政策選好	}
(+, -, 0, △)				(+, -, 0, △)	(+, -, 0, △)	
備考: 市場統合容認 (+)、反対 (-)、どちらでもない (0)、合意形成困難 (△)						

図2. 事例研究のまとめ

事例(国)	電気通信 (仏)	電気通信 (独)	遺伝子組替体 (澳)	遺伝子組替体 (仏)
反応	(+, -) → (+, +) EUレベルの政策留保から賛成 (自主改革) へ	(+, -) → (+, +) EUレベルの政策留保から賛成 (自主改革) へ	(-, 0) → (-, -) EUレベルの認可に強固に反対	(△, △) 態度一貫せず
備考	労働組合が説得される過程で改革がすすむ。海外提携が説得されていく背景に。	労働組合が説得される過程で改革がすすむ。海外提携、東西ドイツ統合が説得されていく背景に。	元々慎重だった政府の姿勢が、国民請願による有権者の懸念集約を経てより強固になった。	品目・政権によって対応が異なる政府。農家の圧力でトウモロコシを認可も、国内政治全般的には反対へ向かい、モラトリアム宣言へ。
事例(国)	遺伝子組替体 (英)	遺伝子組替体 (独)	サービス指令 (仏)	
反応	(-, -) 反対へ	(+, -) 中立 (特に反対・賛成なし)	(+, -) → (-, -) 強固に反対	
備考	政府と利害関係者の懸念は必ずしも合致せず (政府は環境の観点からマーカ-遺伝子使用を懸念、消費者は食品の方を懸念)。	消費者の懸念は政治過程には動員・反映されず。緑の党の政権参加後も政府には方針変更なし。	拡大後、政府が姿勢を転換。公共事業従事者・失業者の懸念増大、憲法条約の国民投票と連動して政府首脳の状態は強固に反対へ。	

図3. 諸政策選好の集約過程と導出される加盟国の対応



【文献一覧】

- Armstrong, Kenneth and Simon Bulmer (1998), *The Governance of the Single European Market* (Manchester: Manchester University Press).
- Börzel, Tanja, A. (2002), "Pace-Setting, Foot-Dragging, and fence-Sitting: Member State Response to Europeanization," *Journal of Common Market Studies* 40:2, pp. 193-214.
- (2003), "Europeanization: How the European Union Interacts with its Member States", in Simon Bulmer and Christian Lequesne (eds.), *The Member States of the European Union* (Oxford: Oxford University Press), pp. 45-69.
- and Thomas Risse (2003), "Conceptualizing the Domestic Impact of Europe", in Kevin Featherstone and Claudio M. Radaelli (eds.), *The Politics of Europeanization* (Oxford: Oxford University Press), pp. 57-80.
- Boy, Daniel and Suzanne de Cheveigné (2001), "Biotechnology: A Menace to French Food", in George Gaskell and Martin Bauer (eds.) *Biotechnology 1996-2000: The Years of Controversy* (London: Science Museum), pp. 181-190.

- Bradley, Kieran, St C. (1998), "Alien Corn, or the Transgenic Procedural Maize", in M.P.C.M. Van Schendelen (eds.), *EU Committees as Influential Policymakers* (Aldershot: Ashgate), pp. 207-222.
- Brouard, Sylvain and Vincent Tiberj (2006), "The French Referendum: The Not So Simple Act of Saying Nay," *PS: Political Science & Politics* 39:2, pp. 261-268.
- Bulmer, Simon (1998), "New Institutionalism and the governance of the Single European Market," *Journal of European Public Policy* 5:3, pp. 365-386.
- and Claudio M. Radaelli (2003), "The Europeanization of National Policy", in Simon Bulmer and Christian Lequesne (eds.), *The Member States of the European Union* (Oxford: Oxford University Press), pp. 338-359.
- CEC [Commission of the European Communities] (1985), *Completing the Internal Market: White Paper from the Commission to the European Council*, COM(85)310 final.
- (1987), *Towards a dynamic European economy - Green Paper on the development of the Common Market for telecommunications services and equipment*, COM(87)290 final.
- (1988 a), *Towards a competitive community-wide telecommunications market in 1992-Implementing the Green Paper*, COM(88)48 final.
- (1988 b), *Commission Directive 88/301/EEC of 16 May 1988 on competition in the markets in telecommunications terminal equipment*, OJ L 131 / 73.
- (1990), *Commission Directive 90/388/EEC of 28 June 1990 on competition in the markets for telecommunications services*, OJ L 192 / 10.
- (1996), *Commission Directive 96/19/EC of 13 March 1996 amending Directive 90/388/EEC with regard to the Implementation of Full Competition in Telecommunications Markets*, OJ L 74 / 13.
- (1998 a), *Proposal for a European Parliament and Council Directive amending Directive 90/220/EEC on the deliberate release into the environment of genetically modified organisms*, COM(98)85 final.
- (1998 b), *Proposal for a Council Decision concerning the provisional prohibition of the sale in Austria of genetically modified maize (Zea mays L.) with the combined modification for insecticidal properties conferred by the Bt-endotoxin gene and increased tolerance to the herbicide*

glufosinate ammonium, COM(98)339 final.

————— (1998c), *Proposal for a Council Decision concerning the provisional prohibition of the use and sale in Luxembourg of genetically modified maize (Zea mays L.) with the combined modification for insecticidal properties conferred by the Bt-endotoxin gene and increased tolerance to the herbicide glufosinate ammonium*, COM(98)340 final.

————— (2000), *An Internal Market Strategy for Services*, COM(2000)888 final.

————— (2002), *The State of the Internal Market for Services*, COM(2002)441 final.

————— (2004), *Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Services in the Internal Market*, COM(2004)2 final/3.

————— (2006), *Amended proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on services in the internal market*, COM(2006)160 final.

Committee of the Regions (2004), *Opinion of the Committee of the Regions on the Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on services in the internal market*, COR(2004)154.

Council [Council of the European Communities] (1990a), *Council Directive 90/219/EEC of 23 April 1990 on the Contained Use of Genetically Modified Micro-Organisms*, OJ L 117 / 1.

————— (1990b), *Council Directive 90/220/EEC of 23 April 1990 on the Deliberate Release into the Environment of Genetically Modified Organisms*, OJ L 117 / 15.

————— (1993), *Council Resolution of 22 July 1993 on the review of the situation in the telecommunications sectors and the need for further development in that market*, OJ C 213 / 1.

————— (2006), *Common Position (EC) No 16/2006 adopted by the Council on 24 July 2006 with a view to adopting Directive 2006/.../EC of the European Parliament and of the Council of ...on services in the internal market*, OJ C 270E / 1.

Coustel, Jean Pierre (1986), "Telecommunications services in France: The regulated monopoly and the challenge of competition," *Telecommunications Policy* 10:3, pp. 229-243.

Cowles, Maria Green, James Caporaso and Thomas Risse (eds.) (2001), *Transforming Europe: Europeanization and Domestic Change* (Ithaca: Cornell University Press).

————— and Thomas Risse (2001), "Transforming Europe: Conclusions", in Maria

- Green Cowles, James Caporaso and Thomas Risse (eds.), *Transforming Europe: Europeanization and Domestic Change* (Ithaca: Cornell University Press), pp. 217-237.
- de Cheveigné, Suzanne, et al. (1998), "France", in John Durant, Martin W Bauer and George Gaskell (eds.), *Biotechnology in the Public Sphere* (London: Science Museum), pp. 51-62.
- Dörrenbächer Christoph (1988), "Telecommunications in West Germany: The transformation of the technical and political framework," *Telecommunications Policy* 12:4, pp. 344-352.
- Eilstrup-Sangiovanni, Mette (2006), *Debates on European Integration* (Hampshire; New York: Palgrave Macmillan).
- European Court of Justice (1990), *Case C-202/88 French Republic (supported by Italian Republic, Kingdom of Belgium, Federal Republic of Germany, and Hellenic Republic) v. Commission of the European Communities*, ECR I-2223.
- (1992), *Joint Cases C-271, C-281 and C-289/90, Kingdom of Spain, Kingdom of Belgium, and Italian Republic v. Commission of the European Communities*, ECR I-5833.
- EP & Council [European Parliament and Council] (1995), *Common Position (EC) No25/95 adopted by the Council on 23 October 1995 with a view to adopting Regulation (EC) No···/95 of the European Parliament and of the Council concerning novel foods and novel food ingredients*, OJ C 320 / 1.
- (1997), *Regulation (EC) No 258/97 of the European Parliament and of the Council of 27 January 1997 concerning novel foods and novel food ingredients*, OJ L 43 / 1.
- (2001), *Directive 2001/18/EC of the European Parliament and the Council of 12 March 2001 on the deliberate release into the environment of genetically modified organisms and repealing Council Directive 90/220/EEC*, OJ L 106 / 1.
- (2003 a), *Regulation (EC) No 1829/2003 of the European Parliament and of the Council of 22 September 2003 on genetically modified food and feed*, OJ L 268 / 1.
- (2003 b), *Regulation (EC) No1830/2003 of the European Parliament and of the Council of 22 September 2003 concerning the traceability and labelling of genetically modified organisms and the traceability of food and feed products from genetically modified organisms and amending*

Directive 2001/18/EC, OJ L 268 / 24.

————— (2006), *Directive 2006/123/EC of the European Parliament and of the Council on services in the internal market*, OJ L 376 / 36.

Franck, Paphaël (2005), "Why did a majority of French voters reject the European Constitution?," *European Journal of Political Economy* 21, pp. 1071-1076.

Gaskell, George, et al. (2001), "United Kingdom: Spilling the Beans on Genes", in George Gaskell and Martin Bauer (eds.), *Biotechnology 1996-2000: The Years of Controversy* (London: Science Museum), pp. 292-306.

Garrett, Geoffrey and Barry R. Weingast (1993), "Ideas, Interests, and Institutions: Constructing the European Community's Internal Market", in Judith Goldstein and Robert O. Keohane (eds.), *Ideas and Foreign Policy: Beliefs, Institutions, and Political Change* (Ithaca; London: Cornell University Press), pp. 173-206.

Grabner, Petra und Helge Torgersen (1998), "Österreichs Gentechnikpolitik - Technikkritische Vorreiterrolle oder Modernisierungsverweigerung?," *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft* 1, S. 5-27.

Hainsworth, Paul (2006), "France says No: The 29 May 2005 Referendum on the European Constitution," *Parliamentary Affairs* 59:1, pp. 98-117.

Hampel, Jürgen, et al. (1998), "Germany", in John Durant, Martin W Bauer and George Gaskell (eds.), *Biotechnology in the Public Sphere* (London: Science Museum), pp. 63-76.

————— et al. (2001), "Biotechnology boom and market failure: two sides of the German coin", in George Gaskell and Martin Bauer (eds.) *Biotechnology 1996-2000: The Years of Controversy* (London: Science Museum), pp. 191-203.

Héritier, Adrienne (2001), "Differential Europe: The European Union Impact on National Policymaking", in Adrienne Héritier et al., *Differential Europe* (Lanham: Rowman & Littlefield Publishers), pp. 1-21.

————— et al. (2001), *Differential Europe* (Lanham: Rowman & Littlefield Publishers).

Hulsink, Willem (1999), *Privatisation and Liberalisation in European Telecommunications: Comparing Britain, the Netherlands and France* (London; New York: Routledge).

- Humphreys, Peter (1992), "The Politics of Regulatory Reform in German Telecommunications", in Kenneth Dyson (ed.), *The Politics of German Regulation* (Aldershot; Brookfield: Dartmouth), pp. 105-135.
- Ivaldi, Gilles (2006), "Beyond France's 2005 Referendum on the European Constitutional Treaty: Second-Order Model, Anti-Establishment Attitudes and the End of the Alternative European Utopia," *West European Politics* 29:1, pp. 47-69.
- Jachtenfuchs, Markus (2001), "The Governance Approach to European Integration," *Journal of Common Market Studies* 39:2, pp. 245-264.
- Knill, Christoph and Dirk Lehmkuhl (2002), "The National Impact of European Union Regulatory Policy: Three Europeanization Mechanisms," *European Journal of Political Research* 41, pp. 255-280.
- Milner, Henry (2006), "YES to the Europe I want; NO to this one." Some Reflections on France's Rejection of the EU Constitution," *PS: Political Science & Politics* 38:2, pp. 257-260.
- Moravcsik, Andrew (1993), "Preferences and Power in the European Community: A Liberal Intergovernmentalist Approach," *Journal of Common Market Studies* 31:4, pp. 473-524.
- (1998), *The Choice for Europe: Social Purpose and State Power from Messina to Maastricht* (London: UCL Press).
- Neuman, Karl-Heinz and Bernhard Wieland (1986), "Competition and Social Objectives: The Case of West German Telecommunications," *Telecommunications Policy* 10:2, pp. 121-131.
- Nicolaïdis, Kalypso and Susanne K. Schmidt (2007), "Mutual recognition 'on trial': the long road to services liberalization," *Journal of European Public Policy* 14:5, pp. 717-734.
- Olsen, Johan, P. (2002), "The Many faces of Europeanization," *Journal of Common Market Studies* 40:5, pp. 921-952.
- Patterson Lee Ann (2000), "Biotechnology Policy: Regulating Risks and Risking Regulation", in Helen Wallace and William Wallace (eds.), *Policy-Making in the*

- European Union*, Fourth Edition (Oxford; New York: Oxford University Press), pp. 317-343.
- Peterson, John (2004), "Policy Networks", in Antje Wiener and Thomas Diez (eds.), *European Integration Theory* (Oxford; New York: Oxford University Press), pp. 117-135.
- Pfeiffer, Günter and Bernhard Wieland (1990), *Telecommunications in Germany: An Economic Perspective* (Berlin; Heidelberg: Springer-Verlag).
- Pierson, Paul (1996), "The Path to European Integration: A Historical Institutional Analysis," *Comparative Political Studies* 29:2, pp. 123-163.
- Pollack, Mark (1996), "The New Institutionalism and EC Governance: The Promise and Limits of Institutional Analysis," *Governance: An International Journal of Policy and Administration* 9:4, 429-458.
- (1997a), "Delegation, Agency and Agenda Setting in the European Community," *International Organization* 51:1, pp. 99-135.
- (1997b), "The Commission as an Agent", in Neill Nugent (ed.), *At the Heart of the Union: Studies of the European Commission* (Basingstoke: Macmillan), pp. 109-128.
- (2001), "International Relations Theory and European Integration," *Journal of Common Market Studies* 39:2, pp. 221-244.
- (2004), "The New Institutionalism and European Integration", in Antje Wiener and Thomas Dies (eds.), *European Integration Theory* (Oxford; New York: Oxford University Press), pp. 137-156.
- and Gregory C. Shaffer (2005), "Biotechnology Policy: Between National Fears and Global Disciplines", in Helen Wallace, William Wallace and Mark A. Pollack (eds.), *Policy-Making in the European Union*, Fifth Edition (Oxford; New York: Oxford University Press), pp. 334-335.
- Pospischil, Rudolf (1993), "Reorganization of European telecommunications: The cases of British Telecom, France Télécom and Deutsche Telekom," *Telecommunications Policy* 17:8, pp. 603-621.

- Radaelli, Claudio, M. (2003), "The Europeanization of Public Policy", in Kevin Featherstone and Claudio M. Radaelli (eds.), *The Politics of Europeanization* (Oxford: Oxford University Press), pp. 27-56.
- Risse, Thomas, Maria Green Cowles, and James Caporaso (2001), "Europeanization and Domestic Change: Introduction", in Maria Green Cowles, James Caporaso and Thomas Risse (eds.), *Transforming Europe: Europeanization and Domestic Change* (Ithaca; London: Cornell University Press), pp. 1-20.
- Rosamond, Ben (2000), *Theories of European Integration* (Hampshire; New York: Palgrave).
- Sandholtz, Wayne (1998), "The Emergence of a Supranational Telecommunications Regime", in Wayne Sandholtz and Alec Stone Sweet (eds.), *European Integration and Supranational Governance* (Oxford: Oxford University Press), pp. 134-163.
- and Alec Stone Sweet (eds.) (1998), *European Integration and Supranational Governance* (Oxford: Oxford University Press).
- Schmidt, Vivien A. (2007), "Trapped by their ideas: French élites' discourses of European integration and globalization," *Journal of European Public Policy* 14:7, pp. 992-1009.
- Schneider, Volker, Godefroy Dang-Nguyen, and Raymund Werle (1994), "Corporate Actor Networks in European Policy-Making: Harmonizing Telecommunications Policy," *Journal of Common Market Studies* 32:4, pp. 473-498.
- Stehmann, Oliver (1995), *Network Competition for European Telecommunications* (Oxford: Oxford University Press).
- Stone Sweet, Alec and Wayne Sandholtz (1997), "European Integration and Supranational Governance," *Journal of European Public Policy* 4:3, pp. 297-317.
- and Wayne Sandholtz (1998), "Integration, Supranational Governance, and the Institutionalization of the European Polity", in Wayne Sandholtz and Alec Stone Sweet (eds.), *European Integration and Supranational Governance* (Oxford: Oxford University Press), pp. 1-26.
- Thatcher, Mark (1998), "The Development of Policy Network Analyses", *Journal of Theoretical Politics* 10:4, pp. 389-416.

- (1999), *The Politics of Telecommunications: National Institutions, Convergence, and Change in Britain and France* (Oxford: Oxford University Press).
- (2002), “The relationship between national and European regulation of telecommunications”, in Jacint Jordana (ed.), *Governing Telecommunications and the New Information Society in Europe* (Cheltenham; Northampton: Edward Elgar), pp. 66-85.
- (2004), “Winners and Losers in Europeanisation: Reforming the National Regulation of Telecommunications,” *West European Politics* 27:2, pp. 284-309.
- Toke, Dave (2004), *The Politics of GM Food: A comparative study of the UK, USA and EU* (London; New York: Routledge).
- Torgersen, Helge, et al. (2001), “Austria: Narrowing the Gap with Europe”, in George Gaskell and Martin Bauer (eds.), *Biotechnology 1996-2000: The Years of Controversy* (London: Science Museum), pp. 131-144.
- et al. (2002), “Promise, problems and proxies: twenty-five years of debate and regulation in Europe”, in Martin W Bauer and George Gaskell (eds.), *Biotechnology: The Making of a Global Controversy* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 21-94.
- Verdun, Amy (2003), “An American/European divide in European integration studies: bringing the gap with international political economy”, *Journal of European Public Policy* 10:1, pp. 84-101.
- Wallace, Helen (2001), “The Changing Politics of the European Union: An Overview,” *Journal of Common Market Studies* 39:4, pp. 581-594.
- Wagner, Wolfgang, et al. (1998), “Austria”, in John Durant, Martin W Bauer and George Gaskell (eds.), *Biotechnology in the Public Sphere: A European Sourcebook* (London: Science Museum), pp. 15-28.
- Webb, Carole, (1983), “Theoretical Perspectives and Problems”, in Helen Wallace, William Wallace and C. Webb (eds.), *Policy-Making in the European Community*, 2nd edition (Chichester: Wiley), pp. 1-41.
- Werle, Raymund (1990), *Telekommunikation in der Bundesrepublik* (Frankfurt: Campus

Verlag).

———— (1999), “Liberalisation of Telecommunications in Germany”, in Kjell A., Eliassen and Marit Sjøvaag, *European Telecommunications Liberalisation* (London: Routledge), pp. 110-127.

Wiener, Antje and Thomas Diez (2004), *European Integration Theory* (New York: Oxford University Press).

Wincott, Daniel (1995), “Institutional Interaction and European Integration: Towards an Everyday Critique of Liberal Intergovernmentalism,” *Journal of Common Market Studies* 33:4, pp. 597-609.

Zahariadis, Nikolaos (1992), “To Sell or Not to Sell? Telecommunications Policy in Britain and France,” *Journal of Public Policy* 12:4, pp. 355-376.

———— (1995), *Markets, States, and Public Policy: Privatization in Britain and France* (Ann Arbor: The University of Michigan Press).

井上淳 [2002] 「EC電気通信自由化指令と加盟国の抵抗」『法学政治学論究』52号（慶應義塾大学）、403-433頁。

—— [2003] 「EC電気通信市場完全自由化と一九九〇年代のフランス電気通信政策」『法学政治学論究』56号（慶應義塾大学）、313-344頁。

—— [2005] 「市場統合・通貨統合と市民」、田中俊郎・庄司克宏編『EUと市民』（慶應義塾大学出版会）、97-117頁。

—— [2006] 「国際関係理論と国際機構—国際機構一般とEUの理論化に対する一考察」『慶應法学』5号（慶應義塾大学）、223-262頁。

—— [2007a] 「EC政策分析における国内要因：遺伝子組換え穀物分野の市場統合と加盟国」『日本EU学会年報』第27号（日本EU学会）、208-224頁。

—— [2007b] 『EC市場統合分析における国際政治経済学のアプローチ——電気通信政策を事例に——』（慶應義塾大学法学研究科、博士学位論文）。

河越真帆 [2006] 「「欧州化」研究の系譜——EU政策形成の視点から——」『日本EU学会年報』第26号（日本EU学会）、369-388頁。

庄司克宏 [2003] 『EU法 政策編』（岩波書店）。

- [2005]「国際政治経済統合における正統性と民主主義に関する法制度的考察——
WTOとEU ——」『法学研究』第78巻6号（慶応義塾大学）、1-33頁.
- [2007]『欧州連合 統治の論理とゆくえ』（岩波新書）.
- [2008]「リスボン条約とEUの課題」『世界』3月号（岩波書店）、204-213頁.
- 田中俊郎 [1998]『EUの政治』（岩波書店）.
- モンティ・マリオ（田中素香訳） [1998]『EU単一市場とヨーロッパの将来』（東洋経
済新報社）.